

第 6 期北方町障がい福祉計画  
第 2 期北方町障がい児福祉計画

令和 3 年 3 月  
北 方 町



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の概要	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
6	制度改正の内容	6

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

1	人口の推移	15
2	障がい者の推移	16
3	障がい者（児）の就学等の状況	21
4	各種サービスの提供状況	22
5	人的資源の状況	26

## 第3章 第5期北方町障がい福祉計画・第1期北方町障がい児福祉計画の進捗状況

1	成果目標の達成状況	29
2	障がい福祉サービス	32
3	地域生活支援事業	40

## 第4章 アンケート調査結果の概要

1	アンケート調査の実施概要	47
2	調査結果まとめ	48

## 第5章 第6期北方町障がい福祉計画・第2期北方町障がい児福祉計画

1	基本理念	71
2	基本的視点	72
3	サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	74
4	第6期北方町障がい福祉計画の概要	76
5	成果目標	77
6	自立支援給付の実施目標	83
7	地域生活支援事業の実施目標	86
8	第2期北方町障がい児福祉計画の概要	90
9	成果目標	91
10	障がい児支援サービスの実施目標	93

## 第6章 計画の推進体制

1	制度を円滑に実施するための体制整備	97
2	計画の推進体制の整備	98

3	計画の達成状況の評価	99
---	------------	----

資料編

1	北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	103
2	委員名簿	105



## 第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の背景

北方町では、平成30年3月に「北方町障がい者計画」（平成30年度～令和5年度）、「第5期北方町障がい福祉計画・第1期北方町障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障がい者施策の計画的な推進を図ってきました。これらの障がい福祉に関する計画のもと、施策の充実に努めてきましたが、令和2年度に「第5期北方町障がい福祉計画・第1期北方町障がい児福祉計画」が見直しの時期を迎えたため、障がい者の法律や制度の動向、本町の障がい者の実態を踏まえながら、これまでの障がい福祉施策の必要な見直しを行い、新たな「第6期北方町障がい福祉計画・第2期北方町障がい児福祉計画」を策定します。

## 「障がい」の表記について

本計画では、「障害」の表記をできる限り「障がい」としています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」（全て漢字）と表記し、それ以外は「障がい」（害をひらがな）と表記しています。

ひとつの言葉に対し、ふたつの表記が混在していますことをご理解願います。

## 2 計画の概要

策定にあたっては、国の定める基本指針に即することが規定されており、これをふまえ、本町の実情を反映した計画として策定します。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体のものとして策定します。

### 【策定の根拠法及び計画内容】

	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項
内容	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は 3 年 1 期)	障がい児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (計画期間は 3 年 1 期)

#### (1) 障がい福祉計画

「障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条第1項の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定されるものです。

#### (2) 障がい児福祉計画

「障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項の規定に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られることを目的に策定されるものです。

本計画は、18歳未満の障がいのある児童を対象とします。

「障がい児福祉計画」は、「障がい福祉計画」と一体のものとして策定することができるため、本町においても引き続き一体的に策定します。



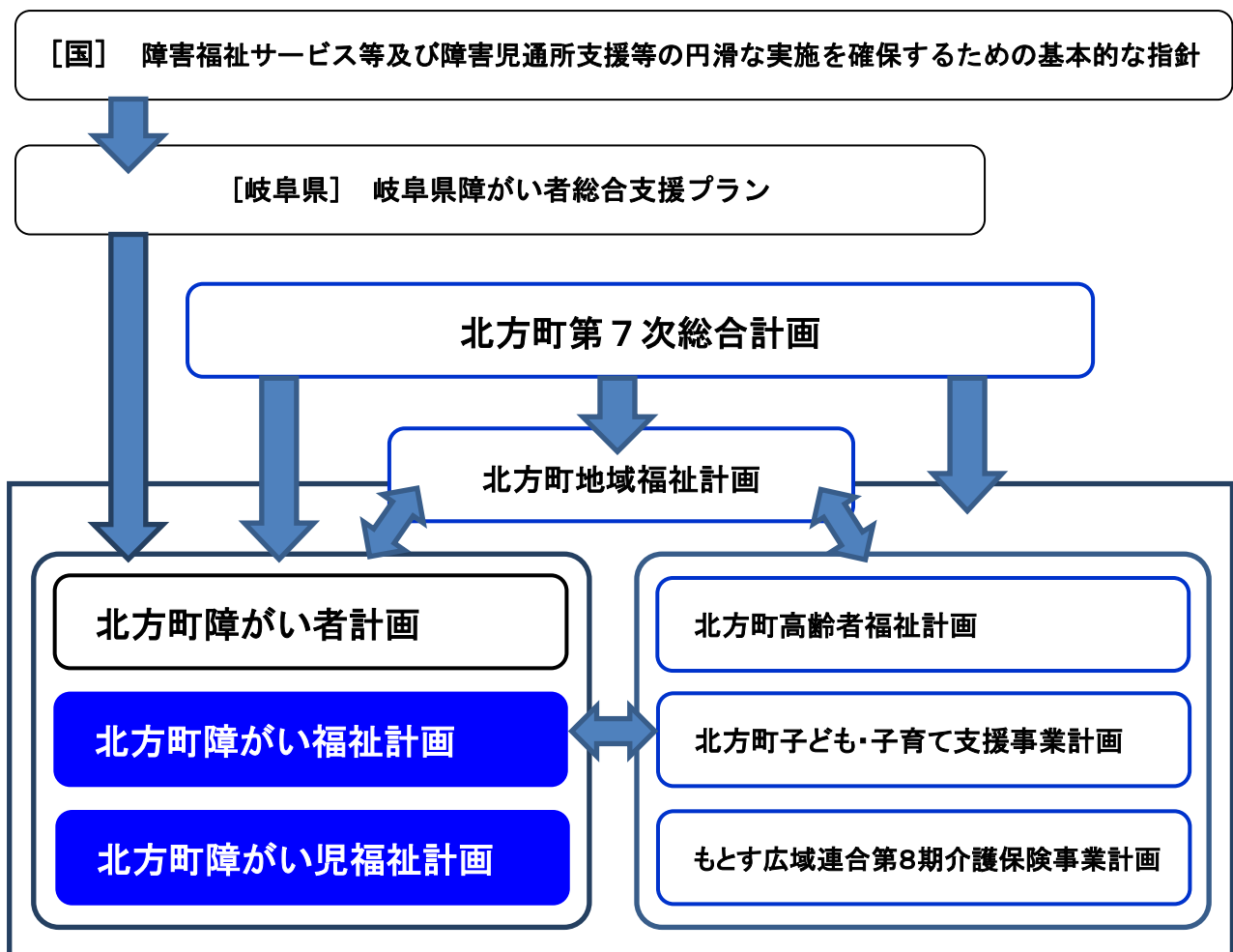
### 3 計画の位置付け

#### (1) 計画の位置付け

北方町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「岐阜県障がい者総合支援プラン」と整合性を図りながら策定します。

「北方町第7次総合計画」における基本目標「みんなの力で健やかに暮らせるまち」に沿って、障がい施策分野に関する個別計画と位置付けるとともに、「北方町地域福祉計画」、「北方町高齢者福祉計画」、「北方町子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

#### ■計画の位置付け



## (2) SDGsの視点の導入

### ① SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

#### ■SDGsの17の目標



### ② 本計画において対象とするSDGsの目標・ターゲット

本計画では、関連すると考えられるSDGsの目標を抽出し、下表に示します。

#### ■本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画関連目標					
	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに		<b>8</b> 働きがいも経済成長も
	<u>すべての人に健康と福祉を</u>		<u>質の高い教育をみんなに</u>		<u>働きがいも経済成長も</u>
	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう		<b>11</b> 住み続けられるまちづくりを		<b>16</b> 平和と公正をすべての人に
	<u>人や国の不平等をなくそう</u>		<u>住み続けられるまちづくりを</u>		<u>平和と公正をすべての人に</u>

## 4 計画の期間

障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」については、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画になります。なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ■計画期間

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		見直し			見直し			
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		見直し			見直し			

## 5 計画の策定体制

### (1) 北方町障がい者地域自立支援協議会

障がい者等の団体や医療・福祉等の各分野からの代表からなる「北方町障がい者地域自立支援協議会」において協議しました。

### (2) アンケート調査の実施

障がい福祉サービスに関する意向などを把握するため、アンケート調査を実施し、計画に反映させました。

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・調査方法：質問用紙の郵送による調査（郵送配布・郵送回収）

### (3) パブリックコメント

町民の意見を聴取し、反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

## 6 制度改正の内容

### (1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正について

平成28年5月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成30年4月1日施行）。

この法律においては、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。法律の概要については、以下のとおりです。

#### 【法律の概要】

##### **1. 障がい者の望む地域生活の支援**

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得状況や障がい程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

##### **2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応**

- (1) 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）
- (2) 保育所等の障がい児に発達支援を提供する支援について、乳児院・児童養護施設の障がい児を対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（※平成28年6月3日施行）
- (4) 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定するものとする

##### **3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備**

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間での取替えが必要な障がい児の場合などに貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する

## (2) 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示が発出されました。

### <基本指針見直しの主なポイント>

#### 【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を確保する。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

#### 【福祉施設から一般就労への移行等の推進】

- 就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
  - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
  - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
  - ③ 高齢障がい者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障がい者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

#### 【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

#### 【発達障がい者等支援の一層の充実】

- 保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県や政令市においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。また、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

### 【障がい児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して
  - ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。
  - ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。
- 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備に関して
  - ・重症心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。
  - ・重症心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。

### 【相談支援体制の充実・強化等】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要がある。

### 【障がい者の社会参加を支える取組】

- 都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
- 視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

### 【障がい福祉サービス等の質の向上】

- 利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

### 【障がい福祉人材の確保】

- 研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。

## ＜成果目標＞

項 目	国が示す成果目標
成果目標（１） 福祉施設の入所者の 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。</li> <li>◆令和５年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から１.６％以上削減することを基本とする。</li> </ul>
成果目標（２） 精神障がいにも 対応した地域包括 ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を３１６日以上とすることを基本とする。（都道府県が設定）</li> <li>◆令和５年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（６５歳以上、６５歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。（都道府県が設定）</li> <li>◆入院後３か月時点の退院率については６９％以上、入院後６か月時点の退院率については８６％以上及び入院後１年時点の退院率については９２％以上とすることを基本とする。（都道府県が設定）</li> </ul>
成果目標（３） 地域生活支援拠点等 が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和５年度末までに、各市町村または、各圏域に１つ以上確保しつつ、年１回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。</li> </ul>
成果目標（４） 福祉施設から 一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和５年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の１.２７倍以上とすることを基本とする（就労移行支援事業１.３０倍以上、就労継続支援Ａ型事業概ね１.２６倍以上、就労継続支援Ｂ型事業概ね１.２３倍以上）。</li> <li>◆就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</li> <li>◆就労定着支援事業所のうち就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とする。</li> </ul>
成果目標（５） 障害児支援の 提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。</li> <li>◆令和５年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。</li> <li>◆令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</li> <li>◆令和５年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。</li> <li>◆令和５年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul>
成果目標（６） 相談支援体制の 充実・強化等【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</li> </ul>
成果目標（７） 障がい福祉サービス等 の質を向上させるため の取組に係る体制の構築【新規】	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和５年度末までに、市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。</li> </ul>

### (3) 障がい者制度改革の動向

#### 【障がい者制度改革の動向】

##### H18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

##### H19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※H26年1月批准）

- 内容（全50条）障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利等を保障、障がいに基づく差別を禁止

##### H22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

H22年12月の  
「障害者制度改革推進会議」  
にて「障害者制度改革の推進の  
ための第二次意見」を取りまとめ

##### H23年8月成立 「障害者基本法」改正

- 公布日（8月5日）施行  
一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき  
改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙におけ  
る配慮等を規定

##### H25年9月閣議決定 「第3次障害者基本計画」 (H25年度～H29年度)

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し（地域社会に  
おける共生、差別の禁止、国際  
的協調、障害者の自己決定の尊  
重）
- 安全・安心、差別の解消及び権  
利擁護の推進、行政サービス等  
における配慮の3分野追加

##### 「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日（H22年12月10日）施行
  - ・発達障害が障害者自立支援法の対象に  
なることの明確化
- H23年10月1日施行
  - ・グループホーム利用の助成
- H24年4月1日施行
  - ・応能負担原則への見直し
  - ・支給決定プロセスの見直し

##### H24年6月成立(H25年4月施行) 「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- ケアホームとグループホームの統合、  
重度訪問介護の範囲拡大、難病患者へ  
の支援など
- 地域生活支援事業の追加

##### H25年6月成立 (H28年4月施行) 「障害者差別解消法」 制定

- 差別禁止部会の意  
見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被  
害救済等を規定



共生社会の実現、「障害者の権利に関する条約」を批准へ（H26年2月19日～）

「難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

- H29年4月（第3次）  
332疾病→358疾病へ拡大

「障害者雇用促進法」の一部改正

- H28年4月施行  
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
- H30年4月施行  
法定雇用率の算定基礎の見直し

H28年5月成立  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 公布日（H28年6月3日）施行  
医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
- H30年4月全面施行

H28年5月成立  
(H28年8月施行)  
「発達障害者支援法」改正

- 発達障がい者が「切れ目のない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求める
- 障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 生活全般にわたる支援の促進
- 担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備

H30年3月策定  
「第4次障害者基本計画」  
(H30年度～H34年度)

- 各分野に共通する横断的な視点
- (1) 障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

「第5期障害福祉計画」  
「第1期障害児福祉計画」  
(H30年度～H32年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障がい者支援の一層の充実

【障がい者制度改革の動向の続き】

「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」  
(令和3年度～令和5年度)

- 基本的指針見直しの主なポイント
  - ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
  - ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
  - ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・ 発達障がい者支援の一層の充実
  - ・ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
  - ・ 相談支援体制の充実・強化等
  - ・ 障がい者の社会参加を支える取組
  - ・ 障がい福祉サービス等の質の向上
  - ・ 障がい福祉人材の確保

平成31年3月閣議決定  
(一部を除き令和2年4月施行)  
「障害者雇用促進法」の一部改正

- 障がい者の活躍の場の拡大、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等
- 民間企業の事業主に対する給付制度、優良事業主としての認定制度を創設（令和2年4月施行）



## 第2章 障がい者を取り巻く状況



# 1 人口の推移

## 1-1 北方町の人口の推移

本町の人口は増減を繰り返しており、令和2年4月1日現在では18,401人となっています。  
 年齢3区分別でみると、65歳以上（高齢者人口）は年々増加が続いています。また、0～14歳人口（年少人口）及び15～64歳人口（生産年齢人口）は減少傾向にあります。

### ●年齢3区分別人口の推移

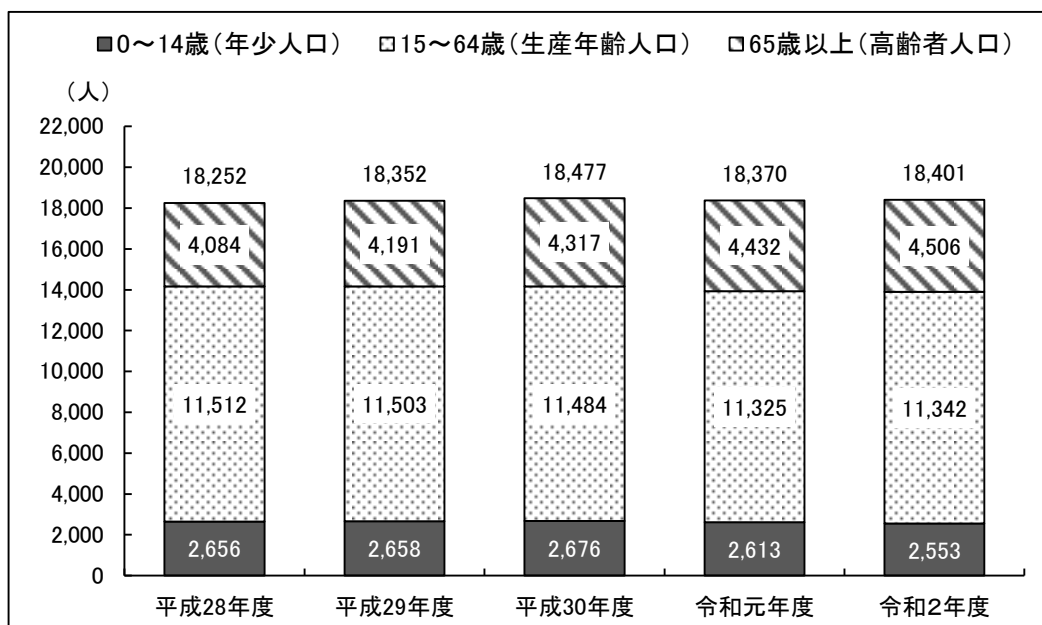
年齢3区分別人口の推移【表】

(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	18,252	18,352	18,477	18,370	18,401
0～14歳 (年少人口)	2,656	2,658	2,676	2,613	2,553
15～64歳 (生産年齢人口)	11,512	11,503	11,484	11,325	11,342
65歳以上 (高齢者人口)	4,084	4,191	4,317	4,432	4,506

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

年齢3区分別人口の推移【図】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

## 2 障がい者の推移

### 2-1 身体障がい者の状況

令和2年4月1日現在、身体障害者手帳を所持している人は724人となっています。平成28年度からの推移は増加傾向にあり、特に18歳以上は年々増加しています。

障がいの等級別でみると、令和2年度は1級が223人と最多となっています。次いで3級が177人、4級が131人、2級が110人となっています。

#### ●身体障害者手帳所持者の推移

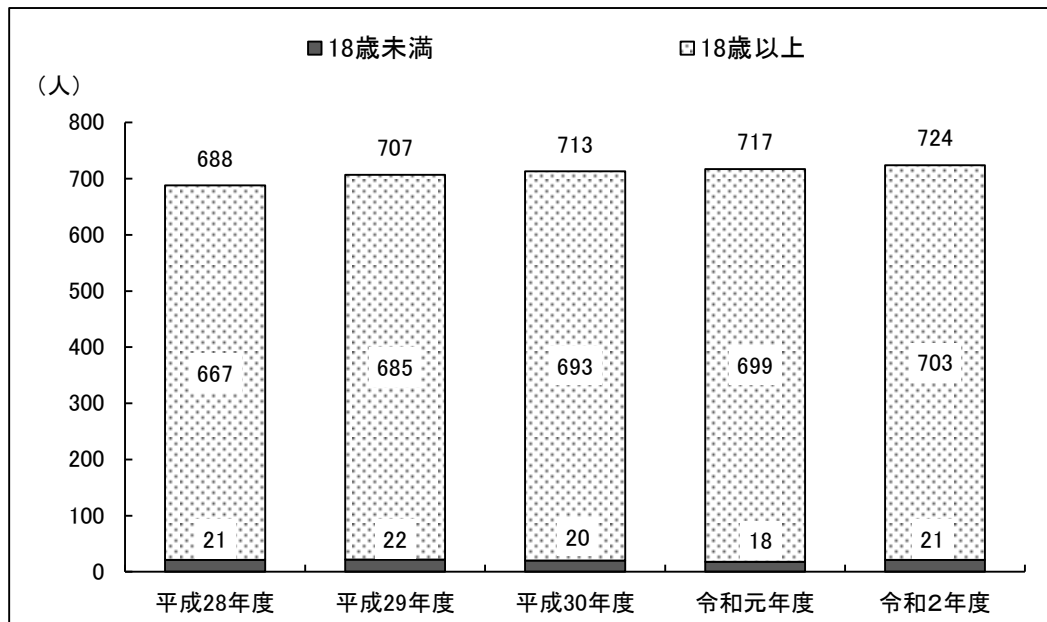
年齢別身体障害者手帳所持者数【表】

(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	21	22	20	18	21
18歳以上	667	685	693	699	703
計	688	707	713	717	724

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

年齢別身体障害者手帳所持者数【図】



資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

●等級別身体障害者手帳所持者の推移

等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	205	212	213	221	223
2 級	114	110	115	112	110
3 級	169	175	173	177	177
4 級	125	133	130	125	131
5 級	34	37	39	39	40
6 級	41	40	43	43	43
計	688	707	713	717	724

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

障がいの種類別で見ると、令和 2 年度は肢体不自由が 376 人と最も多く、身体障がい者全体の約 5 割（51.9%）を占めており、次いで内部障がい者が 253 人、聴覚・平衡機能障がい者が 57 人、視覚障がい者が 33 人、音声・言語そしゃく機能障がい者が 5 人となっています。

●障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移

障がい種類別身体障害者手帳所持者数 (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
視覚障がい	33	34	34	34	33
聴覚・平衡機能障がい	62	63	60	57	57
音声・言語そしゃく機能障がい	5	6	7	6	5
肢体不自由	367	374	382	377	376
内部障がい	221	230	230	243	253
計	688	707	713	717	724

資料：福祉健康課（各年 4 月 1 日現在）

## 2-2 知的障がい者の状況

療育手帳の所持者数は年々増加しており、令和2年度は180人となっています。

障がいの等級別でみると、令和2年度はA1（最重度）が33人、A2（重度）が25人、B1（中度）が51人、B2（軽度）が71人となっています。

### ●年齢別療育手帳所持者数

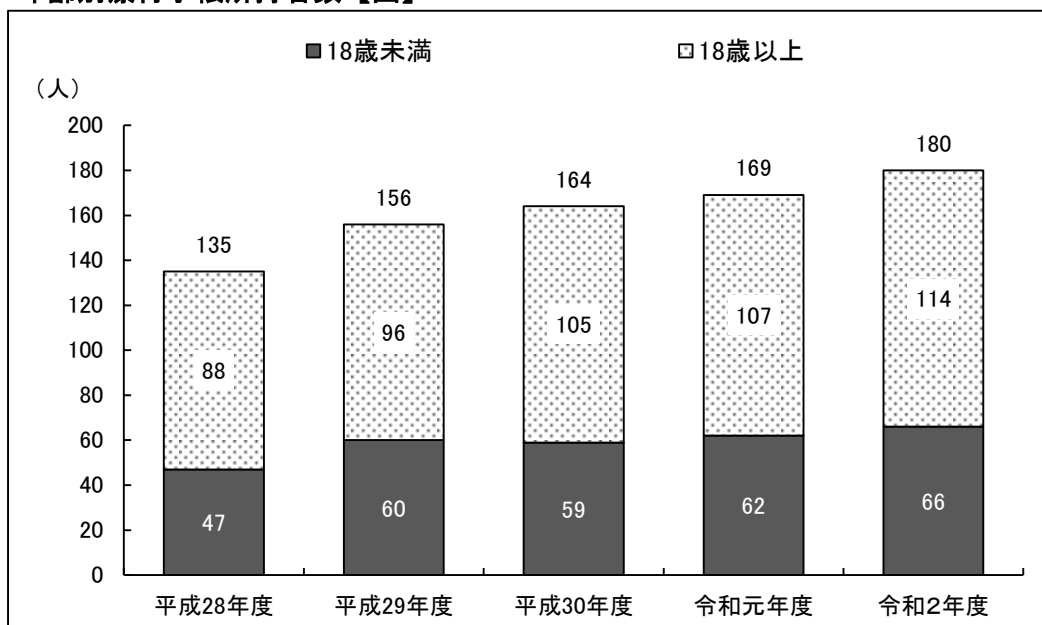
年齢別療育手帳所持者数【表】

(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	47	60	59	62	66
18歳以上	88	96	105	107	114
計	135	156	164	169	180

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

年齢別療育手帳所持者数【図】



資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

### ●等級別療育手帳所持者数

等級別療育手帳所持者数

(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1（最重度）	28	31	30	30	33
A2（重度）	18	22	23	24	25
B1（中度）	46	47	52	50	51
B2（軽度）	43	56	59	65	71
計	135	156	164	169	180

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）



## 2-3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっており、令和2年度は218人となっています。

障がいの等級別で見ると、令和2年度は1級が48人、2級が130人、3級が40人となっています。

### ●精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手帳所持者合計	152	167	185	209	218

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

### ●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	31	35	35	48	48
2 級	97	109	120	125	130
3 級	24	23	30	36	40
計	152	167	185	209	218

資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## 2-4 難病認定者の状況

難病認定者数は平成28年度以降、減少傾向となっており、平成30年は121人となっています。

難病認定者数 (人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指定難病認定者数	116	100	106
小児慢性特定疾病認定者数	20	15	15
計	136	115	121

資料：岐阜保健所（岐阜地域の公衆衛生）（各年度末現在）

## 2-5 難病患者の状況

指定難病認定者数

(人)

疾病名	平成 29 年	平成 30 年
筋委縮性側索硬化症	1	1
進行性核上性麻痺	1	1
パーキンソン病	13	13
大脳皮質基底核変性症	3	2
重症筋無力症	3	3
多発性硬化症／視神経脊髄炎	1	1
多系統委縮症	3	2
脊髄小脳変性症	4	6
もやもや病	2	2
全身性アミロイドーシス	0	1
天疱瘡	1	1
全身性エリテマトーデス	4	6
皮膚筋炎／多発性筋炎	4	3
全身性強皮症	7	8
混合性結合組織病	1	1
再発性多発軟骨炎	1	1
ベーチェット病	2	2
特発性拡張型心筋症	1	1
原発性免疫不全症候群	1	1
IgA腎症	1	2
後縦靭帯骨化症	5	4
特発性大腿骨頭壊死症	3	3
下垂体性ADH分泌亢進症	1	1
下垂体性PRL分泌亢進症	1	1
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	1	1
サルコイドーシス	4	5
特発性間質性肺炎	1	1
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	0	2
網膜色素変性症	1	1
原発性胆汁性肝硬変	1	1
自己免疫性肝炎	1	1
クローン病	6	7
潰瘍性大腸炎	18	16
全身型若年性特発性関節炎	1	1
一次性ネフローゼ症候群	2	2
好酸球性副鼻腔炎	0	1
計	100	106

資料：岐阜保健所（岐阜地域の公衆衛生）（各年度末現在）

### 3 障がい者（児）の就学等の状況

#### 3-1 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

##### 町立保育所・町立幼稚園の状況

(人)

区 分		3歳未満	3歳	4歳以上
町立保育所	在籍児数	115	76	167
	在籍障がい児数	0	5	23
	加配保育士数	0	5	9
町立幼稚園	在籍児数	0	22	53
	在籍障がい児数	0	5	6
	特別支援教育アシスタント	0	1	2

資料：福祉健康課、教育委員会（令和2年4月1日現在）

##### 児童発達支援の利用状況

(人)

区 分	1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	合計
もとす広域連合 幼児療育センター	0	0	9	8	27	44
その他 の機関 〔 幼児療育センターとの 重複利用なし 〕	0	0	2	1	3	6

資料：福祉健康課（令和2年4月1日現在）

#### 3-2 小・中学校、特別支援学校への通学状況

##### 小・中学校の特別支援学級の状況

区 分	学校数（校）	学級数（学級）	障がい児数（人）
小学校	3	7	31
中学校	1	2	9

資料：教育委員会（令和2年4月1日現在）

##### 特別支援学校の通学状況

(人)

区 分	学校名	小学部	中学部	高等部
肢体不自由	岐阜希望が丘特別支援学校	0	0	1
肢体不自由・ 知的障がい	岐阜本巣特別支援学校	8	2	6
知的障がい	岐阜清流高等特別支援学校	0	0	1
知的障がい	西濃高等特別支援学校	0	0	1
聴覚障がい	岐阜聾学校	1	0	0
病弱	長良特別支援学校	1	0	0

資料：教育委員会（令和2年4月1日現在）、岐阜県教育委員会（令和2年5月1日現在）

## 4 各種サービスの提供状況

### 4-1 保健・医療サービス

#### ①乳幼児健康診査

##### 3か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	168	174	104
受診者数（人）	165	171	101
受診率（％）	98.2%	98.3%	97.1%

資料：保健センター

##### 1歳6か月児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	161	176	155
受診者数（人）	159	174	149
受診率（％）	98.8%	98.9%	96.1%

資料：保健センター

##### 3歳児健診

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数（人）	174	161	137
受診者数（人）	171	160	133
受診率（％）	98.3%	99.4%	97.1%

資料：保健センター

### 4-2 重度心身障がい者（児）医療費の助成

#### 重度心身障がい者（児）医療費の助成

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数（人）	595	612	614	631
助成件数（件）	19,097	19,571	19,848	20,682
助成額合計（円）	92,504,289	86,077,831	88,797,234	90,197,532

資料：福祉健康課

## 4-3 居住系サービスの状況

### グループホーム

施設名称	人数 (人)	所在地
グループホームほたるの杜岐阜県庁南	1	岐阜市
共同生活支援センターウッズ	1	山県市
ケアホーム スマイルスマイル	1	岐阜市
共同生活介護 明生ハイツ	1	関市
グループホーム ほたるの里瑞穂	1	瑞穂市
りずむハウス	1	岐阜市
G H健康促進住宅	1	羽島市
けやきホーム	2	関市

資料：福祉健康課（令和2年4月1日現在）

### 身体障がい者支援施設

施設名称	サービスの種別	人数 (人)	所在地	入・通所別
岐阜県立幸報苑	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
岐阜県立三光園	施設入所・生活介護	2	山県市	入所
西濃サンホーム	施設入所・生活介護	3	揖斐川町	入所

資料：福祉健康課（令和2年4月1日現在）

### 知的障がい者支援施設

施設名称	サービスの種別	人数 (人)	所在地	入・通所別
ひまわりの丘	施設入所・生活介護	2	関市	入所
伊自良苑	施設入所・生活介護	2	山県市	入所
生活の家 桜美寮	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
あしたの会 自然の家	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
西濃向生園	施設入所・生活介護	2	大野町	入所
西美濃の里	施設入所・生活介護	1	池田町	入所
しおなみ苑	施設入所・生活介護	1	八百津町	入所

資料：福祉健康課（令和2年4月1日現在）

#### 4-4 その他のサービスの状況

日常生活用具給付事業の状況 (件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
盲人用時計	0	0	1
盲人用体温計（音声式）	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0
入浴補助用具	2	1	2
透析液加湿器	0	0	0
電気式たん吸引器	3	1	1
聴覚障害者用通信装置	0	0	0
紙おむつ等(月単位)	124	170	154
盲人用ポータブルレコーダー	0	0	0
ストマ用装具(月単位)	262	270	294
頭部保護帽	2	1	0
携帯会話補助装置	0	0	0
特殊寝台	0	0	1
パルスオキシメータ	5	1	3
体位変換器	0	0	0
音声標識ガイド装置	0	0	0
環境制御装置	0	0	0
盲人体重計	0	0	0
エアーパット	0	0	1
便器	0	0	0
移動・移乗支援用具	0	0	0
人工内耳	0	1	0
視覚障害者用拡大読書器	1	0	1
歩行支援用具	0	0	0
電磁調理器	1	0	0
ネブライザー	0	1	1
情報・通信支援用具	0	0	3
計	400	446	462

資料：福祉健康課

補装具の交付・修理の状況

(件)

区 分		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義足		1	1	1	1	1	0
装具	下肢	1	0	2	0	3	1
	靴型	2	0	1	0	0	0
座位保持装置 普通型		0	2	3	0	1	0
盲人安全つえ		2	0	3	0	0	0
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0	1
	遮光眼鏡	1	0	1	0	0	0
補聴器	高度難聴ポケット型	0	0	0	0	0	0
	重度難聴ポケット型	0	1	0	0	1	0
	高度難聴用耳掛形	4	0	1	1	2	1
	重度難聴耳掛型	3	2	0	3	5	2
車いす	普通型	3	4	2	3	1	6
	その他	0	0	3	1	3	1
電動車いす		0	0	0	0	1	0
歩行器		0	0	0	0	1	0
座位保持いす		0	0	0	1	0	0
その他		0	0	0	0	0	0

資料：福祉健康課

重度身体障害者いきいき住宅改善事業の状況

(件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
助成件数	0	0	0	廃止

資料：福祉健康課

身体障害者自動車改造費用助成事業の状況

(件)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
運転免許取得	0	1	1
改造助成事業	3	3	3
重度身体障害者介助用 自動車購入等助成事業	0	1	1

資料：福祉健康課

## 5 人的資源の状況

### 5-1 相談員の設置状況

相談員の状況 (人)

職種	人員
民生委員・児童委員	33
身体障害者相談員	3
知的障害者相談員	1

資料：福祉健康課（令和2年4月1日現在）

### 5-2 ボランティア団体等の登録状況

ボランティア団体等の登録状況

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
団体	団体数（団体）	28	27	26	24	23
	人数（人）	555	589	562	552	587
個人（人）		116	120	127	110	89

資料：北方町社会福祉協議会（各年4月1日現在）





**第3章 第5期北方町障がい福祉計画・  
第1期北方町障がい児福祉計画の進捗状況**



# 1 成果目標の達成状況

## 1-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2年度における施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から1人削減し、16人となりました。また、平成28年度末時点の施設入所者数の地域生活に移行する目標の1人に対して、実績は1人でした。

項目	数値（目標値）	実績
平成28年度末時点の施設入所者数	17人	
令和2年度末の施設入所者数	16人	16人
施設入所者の削減数	1人	1人
入所施設からの地域生活移行者数	1人	1人

## 1-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場は、近隣市町との共同設置を目標としましたが、設置に至っていません。

項目	目標値	実績
令和2年度末までの設置数	1	0

## 1-3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能として、地域生活支援拠点等の岐阜圏域での整備を目標としていましたが、体制整備に至っていません。

項目	目標値	実績
令和2年度末までの整備数	1	0

## 1-4 福祉施設から一般就労への移行等

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

3人を目標としていましたが、目標の倍の6人となりました。

項目	目標値	実績
令和2年末時点の一般就労移行者数	3人	6人

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

4人を目標としていましたが、2人と目標を下回りました。

項目	目標値	実績
令和2年末時点における就労移行支援事業の利用者数	4人	2人

### (3) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業の就労定着率については、令和元年度は実績がなく、令和2年度は1件実績があるものの、1年未満となっています。

項目		目標値	実績
就労定着支援1年後の 就労定着率	平成30年度	事業実施初年度に つき未設定	—
	令和元年度	100%	実績なし
	令和2年度	100%	1件あり (1年未満)

## 1-5 児童発達支援センターの設置

### (1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて設置をしています。今後も利用できる体制をさらに充実させていきます。

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置 (令和2年度末まで)	岐阜圏域で1か所	岐阜地域児童発達支援 センター組合で設置

**(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築**

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて利用体制の構築をしています。今後も利用できる体制をさらに充実させていきます。

項目	目標	実績
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築（令和2年度末まで）	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	岐阜地域児童発達支援センター組合で設置

**(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて確保をしています。放課後等デイサービス事業所については、利用できる事業所の確保に至っていません。

項目	目標	実績
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（令和2年度末まで）	岐阜圏域で1か所	児童発達支援事業所のみ岐阜地域児童発達支援センター組合で確保

**(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、岐阜圏域での協議の場の設置を目標としましたが、設置には至っていません。

項目	目標	実績
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置（平成30年度末まで）	岐阜圏域で設置	設置なし

**(5) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標**

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備については、見込量を上回って受け入れることができました。

種別	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所	目標（見込量）	人	2	2	2
	実績		35	32	24
認定こども園等	目標（見込量）		0	0	0
	実績		12	16	25
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	目標（見込量）		1	1	1
	実績		0	0	0

※認定こども園等に幼稚園を含める。

※各年度4月1日

## 2 障がい福祉サービス

### 2-1 訪問系サービス

令和2年11月現在、町内では居宅介護で3事業所、重度訪問介護で3事業所がサービスを提供しています。

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難な人の外出時に同行し、必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人の危険を避けるために必要な援護のほか、外出したときの移動中の介護を行います。

■訪問系サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画見込量	人	18	19	20
		時間	303	320	336
	利用実績	人	18	15	16
		時間	197	240	205
重度訪問介護	計画見込量	人	1	1	2
		時間	50	50	100
	利用実績	人	1	1	1
		時間	297	108	206
同行援護	計画見込量	人	4	4	5
		時間	88	88	110
	利用実績	人	4	4	1
		時間	132	15	12
重度障害者等包括支援	計画見込量	人	0	0	0
		時間	0	0	0
	利用実績	人	0	0	0
		時間	0	0	0
行動援護	計画見込量	人	1	1	2
		時間	23	23	46
	利用実績	人	1	1	1
		時間	40	27	34

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

## 2-2 日中活動系サービス

令和2年11月現在、町内では生活介護で1事業所、就労継続支援B型で2事業所がサービスを提供しています。

### ■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、日中の食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施します。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援を行います。
就労継続支援A型	特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等で就労をしている障がいのある方を対象に、長く職場に定着できるよう、事業所がサポートをします。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話をを行います。
短期入所(福祉型・医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。障がい者支援施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。



■日中活動系サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	計画見込量	人	31	32	33
		人日	612	631	651
	利用実績	人	34	34	34
		人日	689	660	658
自立訓練 （機能訓練）	計画見込量	人	1	1	1
		人日	15	15	15
	利用実績	人	0	0	0
		人日	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	計画見込量	人	5	5	6
		人日	95	95	114
	利用実績	人	3	1	1
		人日	50	23	23
就労移行支援	計画見込量	人	4	4	5
		人日	60	60	75
	利用実績	人	6	2	1
		人日	110	32	22
就労継続支援A型	計画見込量	人	28	29	30
		人日	545	565	584
	利用実績	人	32	33	37
		人日	632	672	687
就労継続支援B型	計画見込量	人	30	31	32
		人日	426	440	454
	利用実績	人	32	32	39
		人日	545	572	590

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

■日中活動系サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労定着支援	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	0	0	2
療養介護	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	3	3	3
短期入所 (福祉型)	計画見込量	人	2	2	2
		人日	12	12	12
	利用実績	人	2	2	4
		人日	6	4	6
短期入所 (医療型)	計画見込量	人	4	4	5
		人日	19	19	24
	利用実績	人	1	0	0
		人日	7	0	0

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

## 2-3 居住系サービス

令和2年11月現在、町内には入所施設、グループホームともに事業所がなく、近隣市町で利用しています。

地域生活への移行の点から、住まいの確保が重要になってきます。そのため、障がいの程度に関わらず安心して地域での生活ができるようグループホームのサービス提供事業者の参入促進が求められています。

■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。
自立生活援助	ひとり暮らしなど、独立を始めた障がい者に対し定期的な家庭訪問などを行い、生活上の困りごとを解決できるように援助します。

■居住系サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 （グループホーム）	計画見込量	人	8	9	10
	利用実績	人	9	9	10
施設入所支援	計画見込量	人	17	17	16
	利用実績	人	17	16	16
自立生活援助	計画見込量	人	0	0	1
	利用実績	人	0	0	0

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

## 2-4 相談支援

令和2年11月現在、町内には障がい者のみ対応の相談支援事業所で1事業所がサービスを提供しています。

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての人を対象に、支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人を対象に、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人を対象に、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

■相談支援の利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画見込量	人	27	29	31
	利用実績	人	30	28	31
地域移行支援	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	1	0	0
地域定着支援	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	0	0	0

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

## 2-5 障がい児支援サービス（児童福祉法に基づくサービス）

令和2年11月現在、町内では放課後等デイサービスで5事業所、児童発達支援で1事業所がサービスを提供しています。

児童発達支援、放課後等デイサービスの希望者が増加傾向にあることから、今後も利用者の状況やニーズを把握し、適切な支援を提供していくことが求められています。また、ライフステージ（乳幼児期～就学前～就学後～成人期）を通じて継続的に支援を提供できる体制づくりが必要になります。

### ■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、その児童や施設のスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等の障害児通所支援サービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

■障がい児支援サービスの利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	計画見込量	人	58	60	62
		人日	162	167	173
	利用実績	人	65	57	63
		人日	193	118	155
放課後等デイサービス	計画見込量	人	36	38	40
		人日	420	444	467
	利用実績	人	31	27	45
		人日	381	384	492
医療型児童発達支援	計画見込量	人	3	4	5
		人日	6	8	10
	利用実績	人	3	2	2
		人日	15	5	7
居宅訪問型 児童発達支援	計画見込量	人	0	0	1
		人日	0	0	20
	利用実績	人	0	0	1
		人日	0	0	30
保育所等訪問支援	計画見込量	人	0	0	1
		人日	0	0	15
	利用実績	人	0	0	0
		人日	0	0	0
障害児相談支援	計画見込量	人	32	34	36
	利用実績	人	33	39	31

※令和2年度は4月から8月の支給量から算出

### 3 地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

#### 本町で実施するサービスの概要

##### ◆必須事業

サービス名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援や、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、障がい者との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

##### ◆任意事業

サービス名	内容
訪問入浴事業	自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者の自宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者や家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族等の一時的な負担軽減を図ります。
社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）	障がい者が、社会参加をし地域の中で共に生活が送れるよう、またコミュニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、自動車運転免許取得等の助成を行います。

### 3-1 必須事業

地域生活支援事業の必須事業の実績は以下の通りです。令和2年度の実績は8月時点の実績から見込んでいます。

#### (1) 相談支援事業

相談支援事業の利用量推移（単位：年間）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談支援事業	計画見込量	か所	4	4	4
	事業実績	か所	4	4	4

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度利用支援事業	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	0	0	0

#### (3) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業	計画見込量	件	2	2	2
	利用実績	件	0	0	0

#### (4) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	計画見込量	件	1	1	1
	利用実績	件	0	2	0
自立支援生活用具	計画見込量	件	5	5	5
	利用実績	件	3	2	5
在宅療養等支援用具	計画見込量	件	7	7	7
	利用実績	件	3	5	4

### 日常生活用具給付等事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
情報・意思疎通支援用具	計画見込量	件	2	2	2
	利用実績	件	1	5	2
排せつ管理支援用具	計画見込量	件	300	320	340
	利用実績	件	414	454	420
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画見込量	件	1	1	1
	利用実績	件	0	0	0

### (5) 手話奉仕員養成研修事業

#### 手話奉仕員養成研修事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手話奉仕員養成研修事業	計画見込量	人	3	3	3
	利用実績	人	15	8	3

### (6) 移動支援事業

#### 移動支援事業の利用量推移 (単位：1月あたり)

サービス名	区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
移動支援事業	計画見込量	人	15	15	15
		時間	140	140	140
	利用実績	人	19	12	10
		時間	124	120	140

### (7) 地域活動支援センター事業

#### 地域活動支援センター事業の利用量推移 (単位：1月あたり)

サービス名	区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域活動支援センター事業	計画見込量	か所	2	2	2
		人	25	27	30
	利用実績	か所	2	2	3
		人	56	21	15



## 3-2 任意事業

地域生活支援事業の任意事業の実績は以下の通りです。令和2年度の実績は8月時点の実績から見込んでいます。

### (1) 訪問入浴事業

#### 訪問入浴事業の利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴事業	計画見込量	人	1	1	1
	利用実績	人	1	1	1

### (2) 日中一時支援事業

#### 日中一時支援事業の利用量推移（単位：1月あたり）

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	計画見込量	人	5	6	7
	利用実績	人	4	5	6

### (3) 社会参加促進事業（運転免許取得・改造助成事業）

#### 社会参加促進事業の利用量推移

サービス名	区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
社会参加促進事業	計画見込量	件	2	2	2
	利用実績	件	4	4	1





## 第4章 アンケート調査結果の概要



# 1 アンケート調査の実施概要

本町では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

## 1-1 調査の目的・内容

本調査は、令和3年度を初年度とする第6期北方町障がい福祉計画及び第2期北方町障がい児福祉計画を策定するにあたって、障がい者（身体・知的・精神）を対象に福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

## 1-2 調査設計

(1) 調査地域	北方町全域
(2) 調査対象	町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
(3) 対象者数	944人
(4) 抽出方法	全数調査
(5) 調査方法	郵送配布・回収
(6) 調査時期	令和2年7月20日～8月10日（調査基準日 令和2年7月1日）

## 1-3 回収結果

配布数 A	回収数 B	有効回収数 C	有効回収率 C/A
944	424	423	44.8%

※有効回収数は、回収されたが記入のない調査票を除いて集計した数。

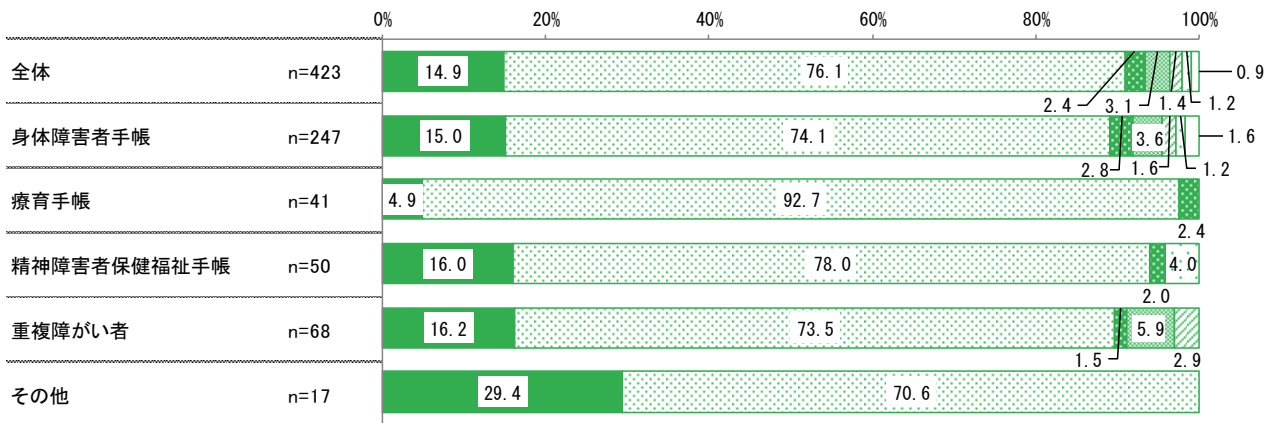
## 2 調査結果まとめ

### ① 生活環境

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が76.1%と最も多くなっています。  
障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と暮らしている」が約7～9割を占めています。

#### 【現在の暮らしについて】

- 一人で暮らしている
- 家族と暮らしている
- グループホームで暮らしている
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
- 病院に入院している
- その他
- 無回答

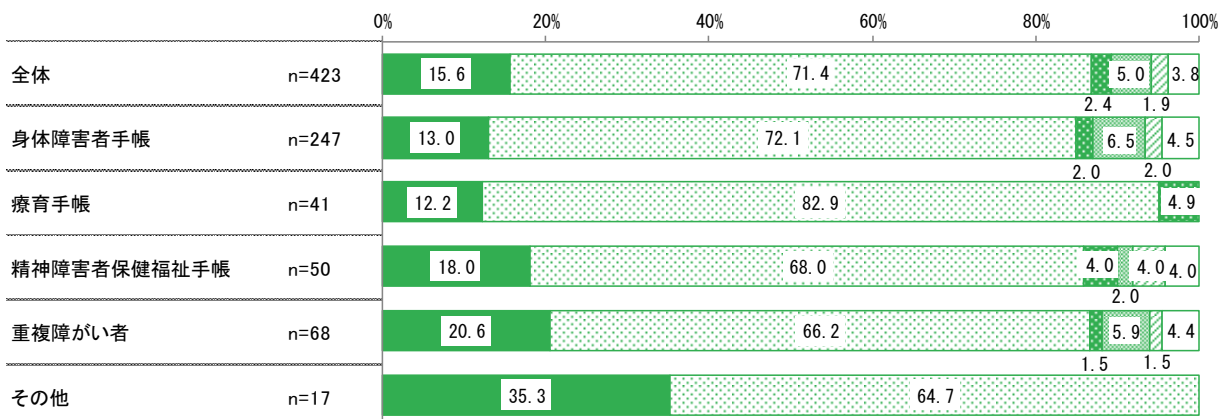


今後3年以内の暮らし方の希望については、「家族と一緒に生活したい」が71.4%と最も多くなっています。

障がい別でみると、いずれの障がいにおいても「家族と一緒に生活したい」が約6～8割を占めています。

#### 【今後3年以内の暮らし方の希望】

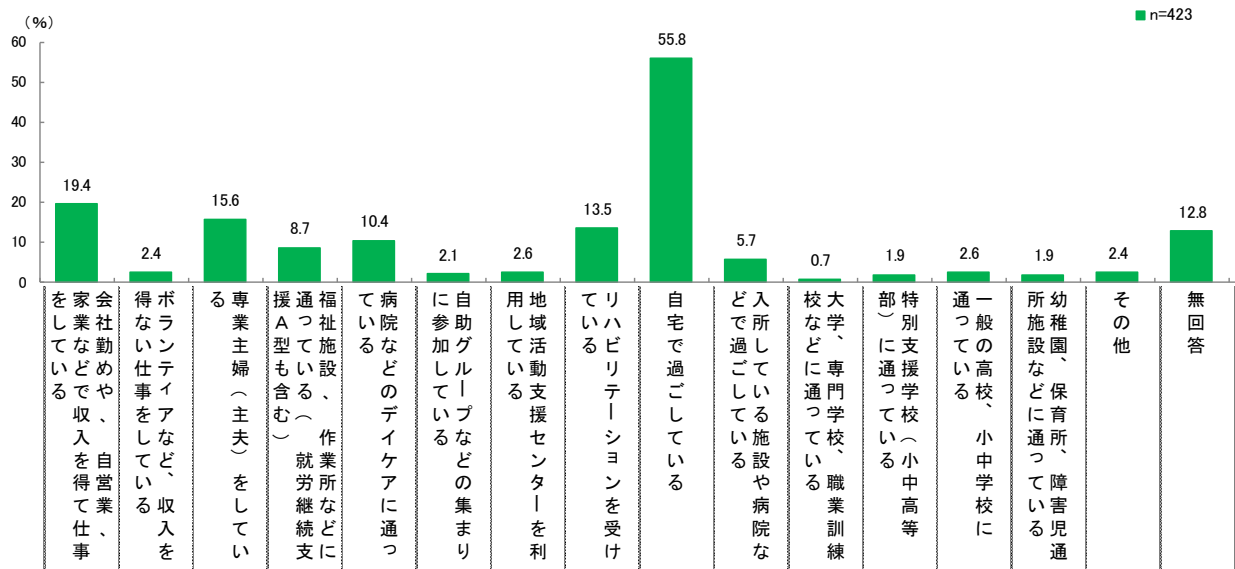
- 一人で暮らしたい
- 家族と一緒に生活したい
- グループホームなどを利用したい
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
- その他
- 無回答



## ② 日常生活

平日の主な過ごし方については、「自宅で過ごしている」が55.8%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が19.4%、「専業主婦（主夫）をしている」が15.6%、「リハビリテーションを受けている」が13.5%等となっています。

【平日の主な過ごし方 ※複数回答】



### <障がい別>

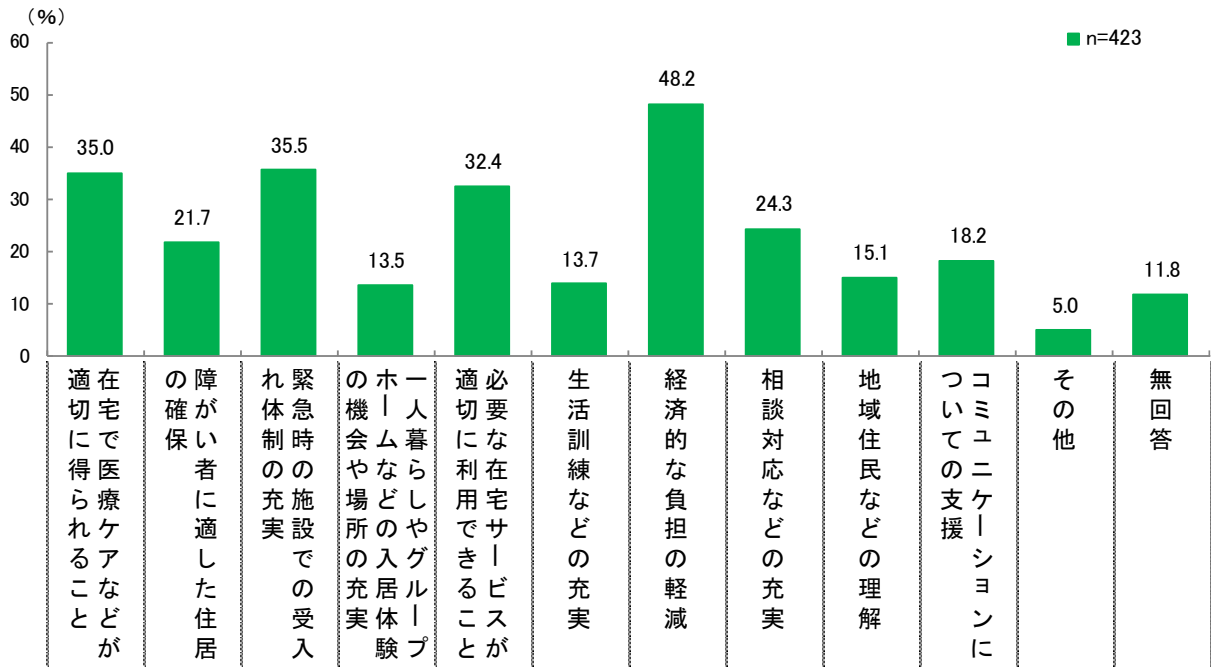
	調査数	問28 平日の日中をどのように過ごしているか							
		会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所などに通っている（就業継続支援A型も含む）	病院などのデイケアに通っている	自助グループなどの集まりに参加している	地域活動支援センターを利用している	リハビリテーションを受けている
全体	423	19.4	2.4	15.6	8.7	10.4	2.1	2.6	13.5
身体障害者手帳	247	18.6	3.2	19.0	2.4	9.3	2.0	2.4	16.6
療育手帳	41	26.8	-	2.4	31.7	-	-	2.4	4.9
精神障害者保健福祉手帳	50	24.0	2.0	12.0	18.0	12.0	2.0	2.0	4.0
重複障がい者	68	17.6	1.5	8.8	13.2	17.6	4.4	4.4	17.6
その他	17	5.9	-	35.3	-	17.6	-	-	-

	調査数	問28 平日の日中をどのように過ごしているか							
		自宅で過ごしている	入所している施設や病院などで過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、障害児通所施設などに通っている	その他	無回答
全体	423	55.8	5.7	0.7	1.9	2.6	1.9	2.4	12.8
身体障害者手帳	247	59.1	6.9	0.8	0.4	1.6	-	2.0	14.6
療育手帳	41	24.4	-	-	9.8	12.2	12.2	-	4.9
精神障害者保健福祉手帳	50	66.0	2.0	2.0	-	2.0	-	2.0	8.0
重複障がい者	68	54.4	8.8	-	4.4	1.5	4.4	4.4	10.3
その他	17	58.8	-	-	-	-	-	5.9	29.4

### ③ 障がい者の支援

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が 48.2%と最も多く、次いで「緊急時の施設での受入れ体制の充実」が 35.5%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 35.0%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 32.4%等となっています。

【地域で生活するための支援 ※複数回答】



### <障がい別>

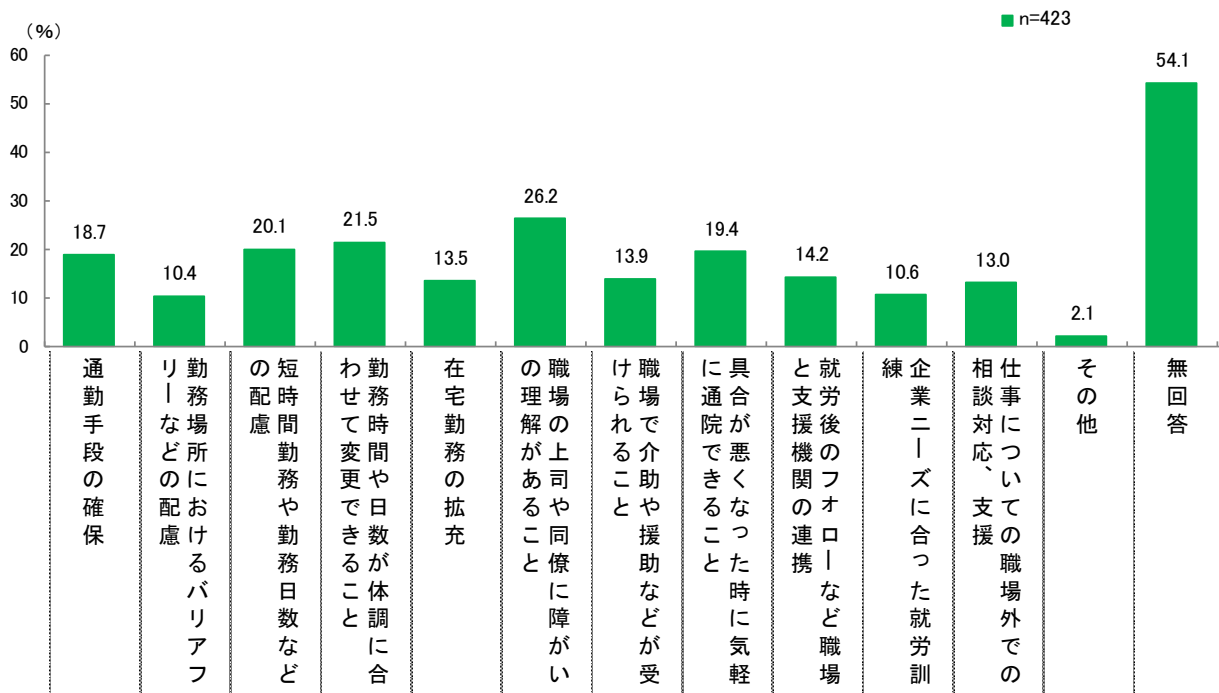
	調査数	問22 地域で生活するための支援					
		在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホームなどの入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練などの充実
全体	423	35.0	21.7	35.5	13.5	32.4	13.7
身体障害者手帳	247	40.9	19.4	38.5	9.3	36.8	8.5
療育手帳	41	12.2	26.8	36.6	31.7	19.5	41.5
精神障害者保健福祉手帳	50	12.0	22.0	16.0	16.0	18.0	12.0
重複障がい者	68	41.2	27.9	41.2	16.2	36.8	20.6
その他	17	47.1	17.6	23.5	11.8	23.5	-

	調査数	問22 地域で生活するための支援					
		経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	423	48.2	24.3	15.1	18.2	5.0	11.8
身体障害者手帳	247	41.7	17.0	9.3	10.1	4.9	12.6
療育手帳	41	51.2	48.8	36.6	51.2	9.8	9.8
精神障害者保健福祉手帳	50	76.0	32.0	24.0	36.0	4.0	12.0
重複障がい者	68	51.5	27.9	16.2	16.2	4.4	7.4
その他	17	41.2	35.3	17.6	11.8	-	23.5



障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思うかたずねたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が26.2%と最も多く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」が21.5%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が20.1%、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」が19.4%、「通勤手段の確保」が18.7%等となっています。

【障がい者の就労支援 ※複数回答】



<障がい別>

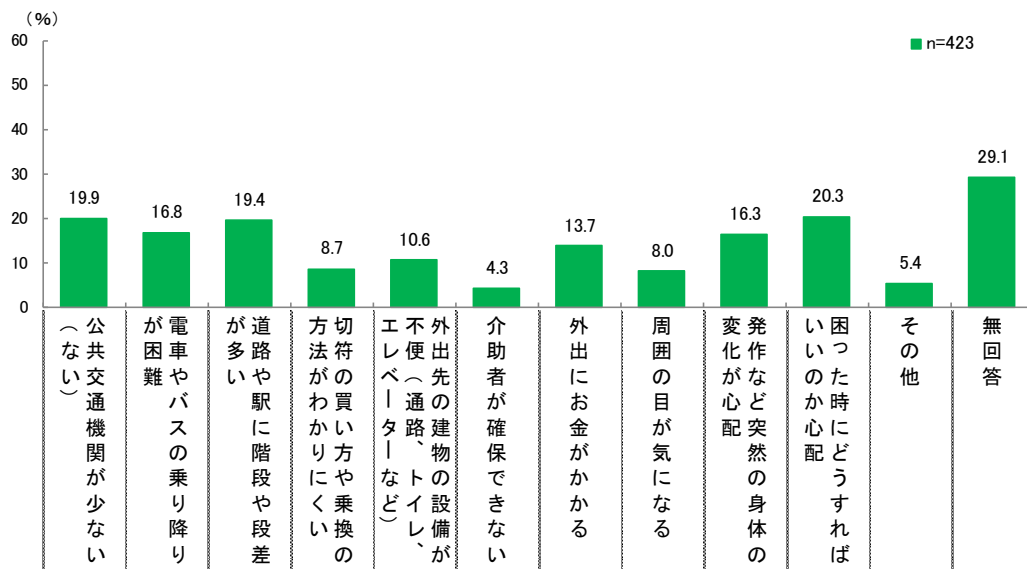
	調査数	問32 障がい者の就労支援として必要なこと						
		通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数などの配慮	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	在宅勤務の拡充	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助などが受けられること
全体	423	18.7	10.4	20.1	21.5	13.5	26.2	13.9
身体障害者手帳	247	16.2	10.1	15.0	17.0	9.3	17.4	6.9
療育手帳	41	29.3	12.2	29.3	31.7	12.2	53.7	36.6
精神障害者保健福祉手帳	50	24.0	10.0	28.0	34.0	34.0	56.0	20.0
重複障がい者	68	19.1	13.2	26.5	25.0	17.6	23.5	22.1
その他	17	11.8	-	23.5	11.8	-	11.8	11.8

	調査数	問32 障がい者の就労支援として必要なこと					
		具合が悪くなった時に気軽に通院できること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
全体	423	19.4	14.2	10.6	13.0	2.1	54.1
身体障害者手帳	247	15.0	6.9	7.7	6.9	1.2	63.2
療育手帳	41	22.0	39.0	24.4	34.1	2.4	26.8
精神障害者保健福祉手帳	50	28.0	36.0	18.0	20.0	4.0	32.0
重複障がい者	68	27.9	10.3	8.8	17.6	4.4	50.0
その他	17	17.6	11.8	5.9	11.8	-	70.6

#### ④ 外出

外出する時に困ることについてたずねたところ、「困った時にどうすればいいの心配」が20.3%と最も多く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が19.9%、「道路や駅に階段や段差が多い」が19.4%、「電車やバスの乗り降りが困難」が16.8%、「発作など突然の身体の変化が心配」が16.3%等となっています。

【外出するときに困ること ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」「切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「外出にお金がかかる」「周囲の目が気になる」「困った時にどうすればいいの心配」、重複障がい者では「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)」「発作など突然の身体の変化が心配」となっています。

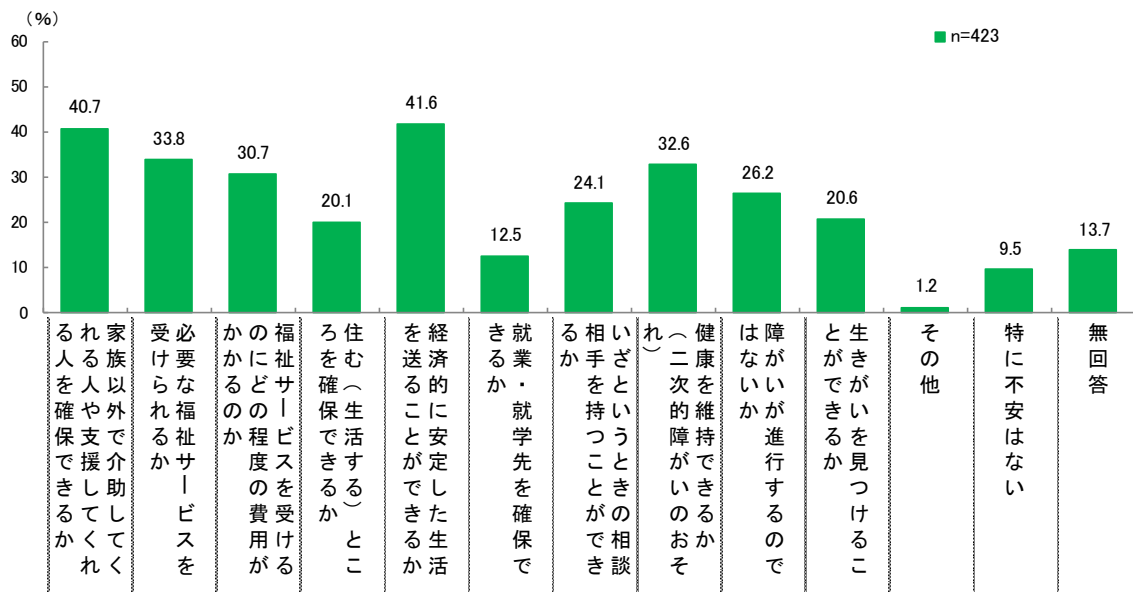
	調査数	問27 外出するときに困ること					
		公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない
全体	423	19.9	16.8	19.4	8.7	10.6	4.3
身体障害者手帳	247	19.8	19.0	22.7	6.1	13.0	4.0
療育手帳	41	29.3	2.4	7.3	26.8	2.4	-
精神障害者保健福祉手帳	50	14.0	12.0	8.0	12.0	2.0	4.0
重複障がい者	68	19.1	20.6	23.5	5.9	16.2	8.8
その他	17	17.6	17.6	17.6	5.9	-	-

	調査数	問27 外出するときに困ること					
		外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいの心配	その他	無回答
全体	423	13.7	8.0	16.3	20.3	5.4	29.1
身体障害者手帳	247	11.3	4.9	12.6	13.8	7.7	30.8
療育手帳	41	12.2	14.6	4.9	43.9	4.9	26.8
精神障害者保健福祉手帳	50	24.0	22.0	20.0	38.0	-	24.0
重複障がい者	68	16.2	7.4	33.8	20.6	2.9	20.6
その他	17	11.8	-	17.6	5.9	-	58.8

## ⑤ 将来の生活に対する不安や相談先

将来の生活に対する不安についてたずねたところ、「経済的に安定した生活を送ることができるか」が41.6%と最も多く、次いで「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が40.7%、「必要な福祉サービスを受けられるか」が33.8%、「健康を維持できるか（二次的障がいへの恐れ）」が32.6%、「福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか」が30.7%等となっています。

【将来に対する不安 ※複数回答】



### <障がい別>

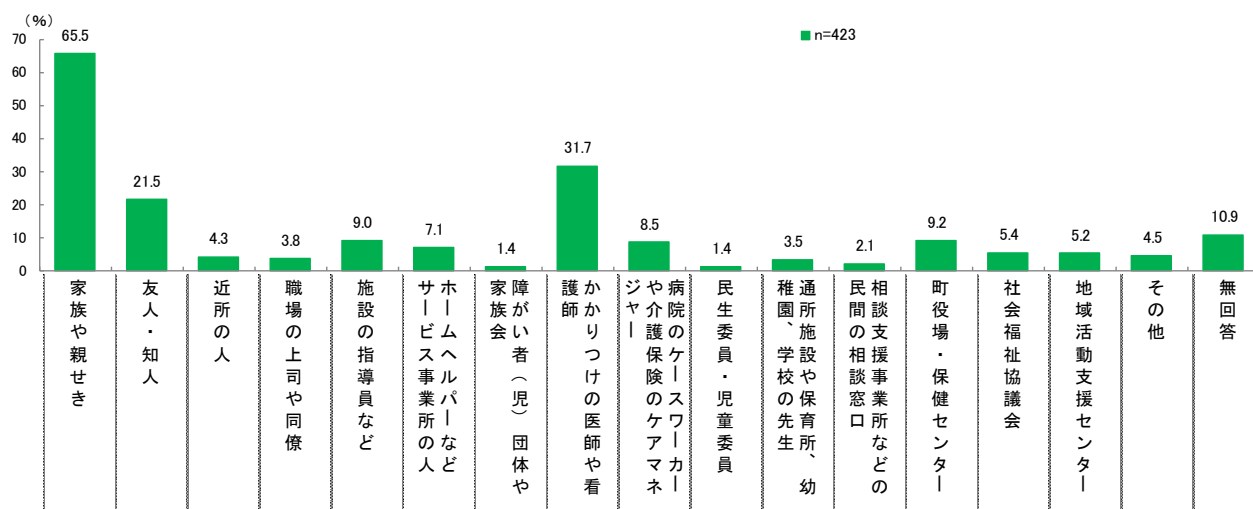
	調査数	問40 将来の生活に対する不安						
		家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスを受けるのにどの程度の費用がかかるのか	住む（生活する）ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか
全体	423	40.7	33.8	30.7	20.1	41.6	12.5	24.1
身体障害者手帳	247	35.6	29.6	31.2	12.1	32.8	5.3	13.0
療育手帳	41	61.0	51.2	39.0	39.0	58.5	46.3	53.7
精神障害者保健福祉手帳	50	36.0	44.0	28.0	40.0	72.0	30.0	48.0
重複障がい者	68	51.5	38.2	29.4	25.0	45.6	7.4	30.9
その他	17	35.3	5.9	17.6	11.8	23.5	5.9	17.6

	調査数	問40 将来の生活に対する不安					
		健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）	障がいがあるが進行するのではないか	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	無回答
全体	423	32.6	26.2	20.6	1.2	9.5	13.7
身体障害者手帳	247	33.6	25.5	15.0	0.8	11.3	13.8
療育手帳	41	24.4	14.6	34.1	2.4	4.9	7.3
精神障害者保健福祉手帳	50	28.0	26.0	32.0	2.0	4.0	14.0
重複障がい者	68	41.2	41.2	26.5	1.5	7.4	11.8
その他	17	17.6	5.9	11.8	-	17.6	35.3

普段、悩みや困ったことをどなたに相談するかについては、「家族や親せき」が65.5%と最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が31.7%、「友人・知人」が21.5%等となっています。

【普段の悩みや困ったことの相談先 ※複数回答】



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳所持者では「施設の指導員など」となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「施設の指導員など」「かかりつけ医師や看護師」となっています。重複障がい者では「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」「かかりつけ医師や看護師」となっています。

＜障がい別＞

	調査数	問41 悩みや困ったことを誰に相談するか									
		家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者（児）団体や家族会	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	
全体	423	65.5	21.5	4.3	3.8	9.0	7.1	1.4	31.7	8.5	
身体障害者手帳	247	67.2	21.1	5.7	1.6	5.3	5.7	0.8	28.3	9.3	
療育手帳	41	80.5	19.5	4.9	12.2	26.8	2.4	-	9.8	-	
精神障害者保健福祉手帳	50	56.0	22.0	2.0	10.0	16.0	6.0	2.0	52.0	4.0	
重複障がい者	68	60.3	26.5	1.5	2.9	8.8	17.6	4.4	42.6	14.7	
その他	17	52.9	11.8	-	-	-	-	-	29.4	5.9	

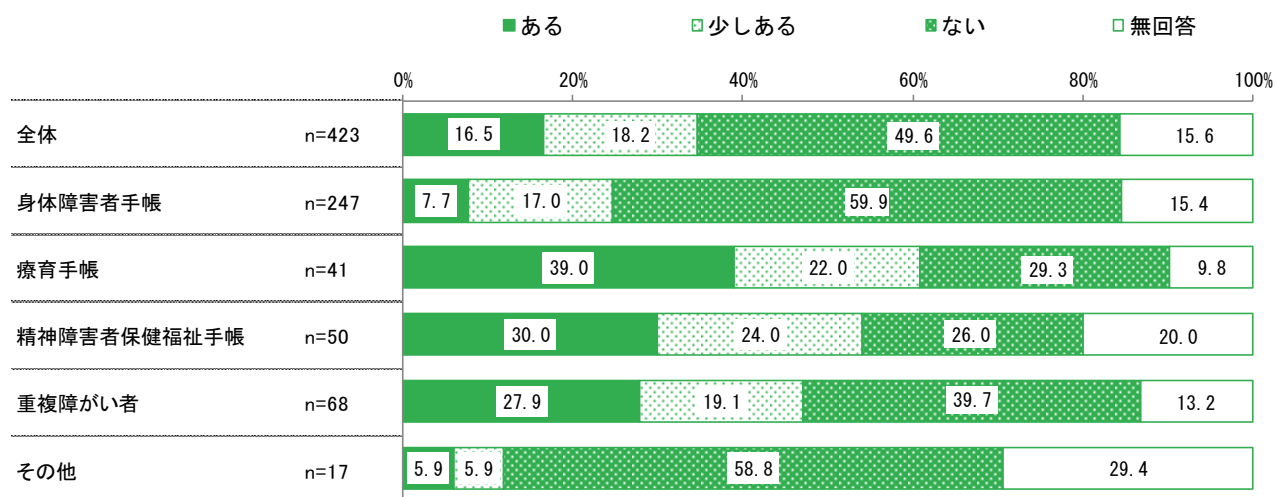
	調査数	問41 悩みや困ったことを誰に相談するか							
		民生委員・児童委員	通所施設や保育所、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	町役場・保健センター	社会福祉協議会	地域活動支援センター	その他	無回答
全体	423	1.4	3.5	2.1	9.2	5.4	5.2	4.5	10.9
身体障害者手帳	247	2.4	0.4	0.4	7.3	4.9	4.9	4.0	10.5
療育手帳	41	-	24.4	7.3	4.9	2.4	4.9	2.4	9.8
精神障害者保健福祉手帳	50	-	4.0	6.0	10.0	4.0	4.0	12.0	10.0
重複障がい者	68	-	2.9	2.9	17.6	10.3	5.9	2.9	11.8
その他	17	-	-	-	11.8	5.9	11.8	-	17.6

## ⑥ 権利擁護・障がい者差別解消

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験があるかたずねたところ、「ない」が49.6%と最も多く、次いで「少しある」が18.2%、「ある」が16.5%となっています。

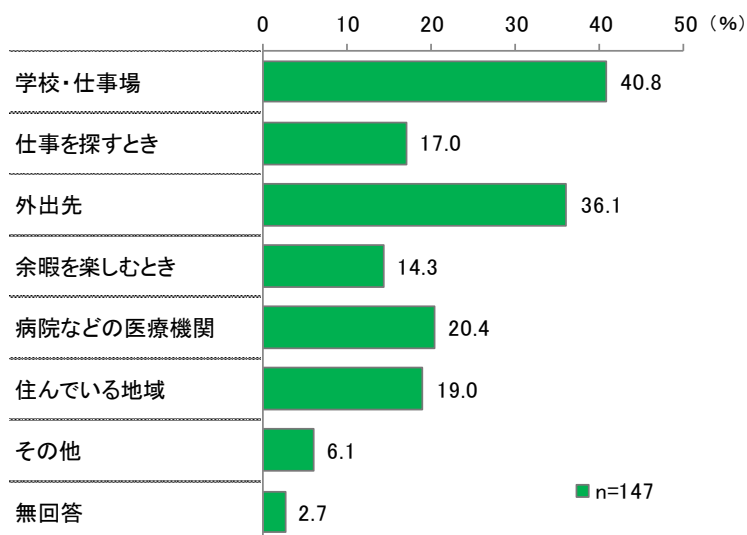
障がい別でみると、身体障害者手帳所持者は「ない」が59.9%で多くなっています。療育手帳所持者で「ある」が39.0%で多くなっています。

【障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか】



障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験がある人に、どのような場所でそのような思いをしたかたずねたところ、「学校・仕事場」が40.8%と最も多く、次いで「外出先」が36.1%、「病院などの医療機関」が20.4%、「住んでいる地域」が19.0%、「仕事を探すとき」が17.0%等となっています

**【どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか ※複数回答】**



障がい別でみると、全体との差が大きいものは、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では「学校・仕事場」となっています。また、精神障害者保健福祉手帳所持者では「仕事を探すとき」も多くなっています。重複障がい者では「外出先」が多くなっています。

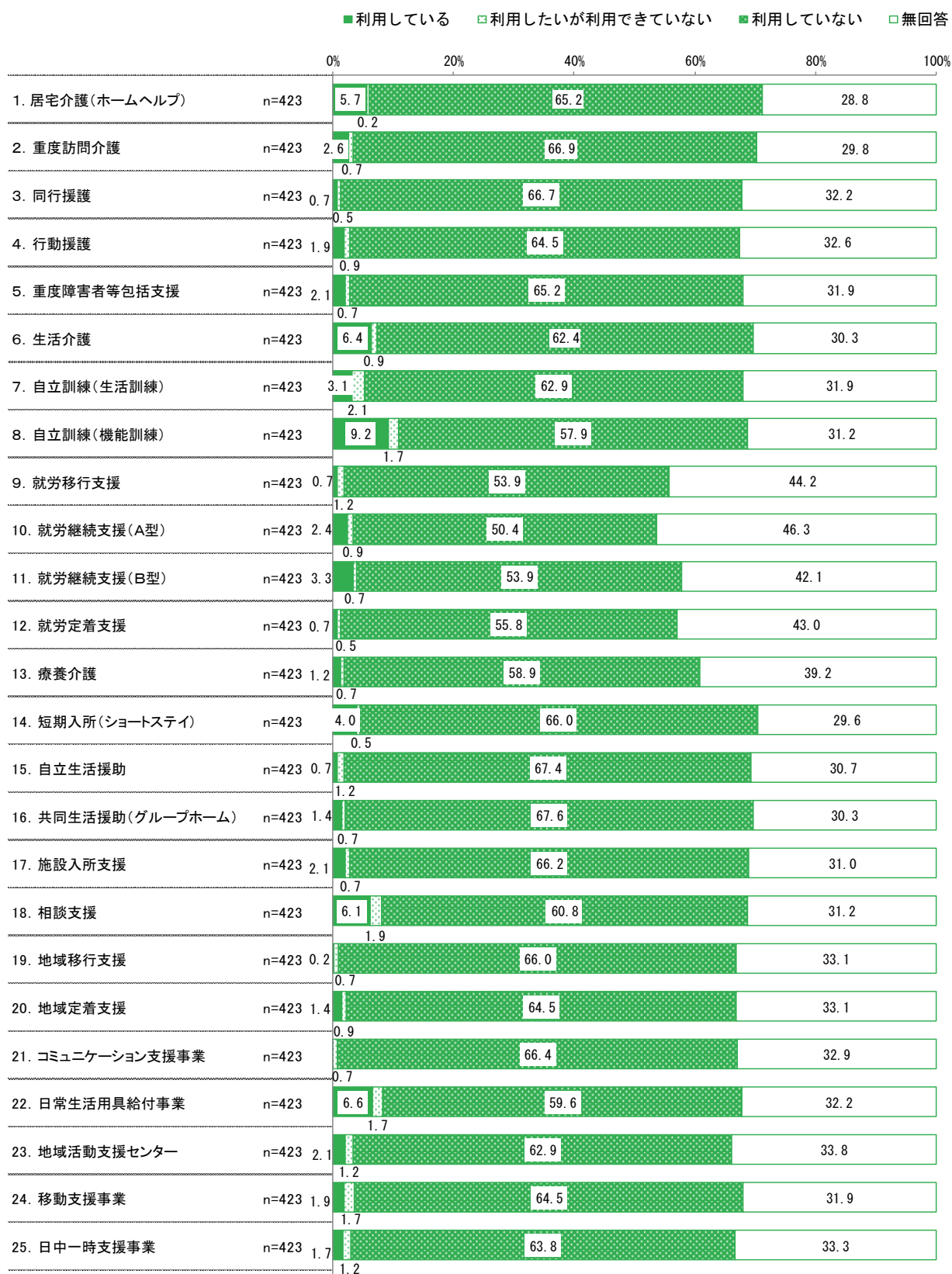
**<障がい別>**

	調査数	問44 (問43で「1.」または「2.」を選んだ場合) 差別を受けたり嫌な思いをした場所							
		学校・仕事場	仕事を探すとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全体	147	40.8	17.0	36.1	14.3	20.4	19.0	6.1	2.7
身体障害者手帳	61	27.9	11.5	37.7	18.0	23.0	8.2	8.2	4.9
療育手帳	25	60.0	16.0	36.0	16.0	8.0	28.0	4.0	-
精神障害者保健福祉手帳	27	63.0	37.0	22.2	3.7	14.8	22.2	7.4	-
重複障がい者	32	31.3	9.4	43.8	12.5	31.3	31.3	3.1	3.1
その他	2	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-	-

## ⑦ 障がい福祉サービス・福祉施策

現在、利用したいが利用できていない障がい福祉サービスについては、「自立訓練(生活訓練)」が2.1%と最も多く、次いで「相談支援」が1.9%となっています。

### 【現在利用している障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」が8.5%と最も多く、次いで「生活介護」「日常生活用具給付事業」が6.9%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が5.3%等となっています。

**【身体障害者手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】**

(%)

	全体(人)	利用している	利用したいが利用できない	利用していない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	247	5.3	-	63.6	31.2
2. 重度訪問介護	247	1.6	-	64.8	33.6
3. 同行援護	247	0.8	-	64.4	34.8
4. 行動援護	247	-	-	63.6	36.4
5. 重度障害者等包括支援	247	1.2	0.4	62.8	35.6
6. 生活介護	247	6.9	0.4	58.3	34.4
7. 自立訓練(生活訓練)	247	2.0	1.2	59.9	36.8
8. 自立訓練(機能訓練)	247	8.5	1.6	54.3	35.6
9. 就労移行支援	247	-	1.2	45.3	53.4
10. 就労継続支援(A型)	247	-	0.8	44.1	55.1
11. 就労継続支援(B型)	247	0.4	-	48.6	51.0
12. 就労定着支援	247	-	-	49.0	51.0
13. 療養介護	247	0.4	0.4	52.2	47.0
14. 短期入所(ショートステイ)	247	3.2	-	64.4	32.4
15. 自立生活援助	247	0.4	0.4	65.2	34.0
16. 共同生活援助(グループホーム)	247	1.2	0.4	64.0	34.4
17. 施設入所支援	247	2.4	-	63.6	34.0
18. 相談支援	247	2.4	0.4	62.8	34.4
19. 地域移行支援	247	-	0.4	62.3	37.2
20. 地域定着支援	247	0.4	0.4	61.9	37.2
21. コミュニケーション支援事業	247	-	0.4	63.6	36.0
22. 日常生活用具給付事業	247	6.9	1.2	56.7	35.2
23. 地域活動支援センター	247	1.6	-	61.9	36.4
24. 移動支援事業	247	0.8	0.8	62.3	36.0
25. 日中一時支援事業	247	0.8	0.4	61.9	36.8

療育手帳所持者で、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「就労継続支援B型」が17.1%と最も多く、次いで「相談支援」が14.6%、「就労継続支援(A型)」が12.2%、「自立訓練（機能訓練）」「地域活動支援センター」が7.3%等となっています。

**【療育手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】**

(%)

	全体(人)	利用している	利用したいが利用できない	利用していない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	41	-	-	82.9	17.1
2. 重度訪問介護	41	-	-	82.9	17.1
3. 同行援護	41	-	-	82.9	17.1
4. 行動援護	41	2.4	4.9	75.6	17.1
5. 重度障害者等包括支援	41	-	-	82.9	17.1
6. 生活介護	41	2.4	-	80.5	17.1
7. 自立訓練(生活訓練)	41	2.4	2.4	78.0	17.1
8. 自立訓練(機能訓練)	41	7.3	-	75.6	17.1
9. 就労移行支援	41	-	-	85.4	14.6
10. 就労継続支援(A型)	41	12.2	-	70.7	17.1
11. 就労継続支援(B型)	41	17.1	-	68.3	14.6
12. 就労定着支援	41	4.9	-	80.5	14.6
13. 療養介護	41	-	-	85.4	14.6
14. 短期入所(ショートステイ)	41	4.9	-	75.6	19.5
15. 自立生活援助	41	-	-	80.5	19.5
16. 共同生活援助(グループホーム)	41	2.4	-	80.5	17.1
17. 施設入所支援	41	-	-	80.5	19.5
18. 相談支援	41	14.6	4.9	61.0	19.5
19. 地域移行支援	41	-	-	80.5	19.5
20. 地域定着支援	41	-	-	80.5	19.5
21. コミュニケーション支援事業	41	-	-	80.5	19.5
22. 日常生活用具給付事業	41	-	-	80.5	19.5
23. 地域活動支援センター	41	7.3	2.4	70.7	19.5
24. 移動支援事業	41	4.9	-	78.0	17.1
25. 日中一時支援事業	41	2.4	4.9	73.2	19.5



精神障害者保健福祉手帳所持者で、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「就労継続支援（A型）」が10.0%と最も多く、次いで「就労継続支援（B型）」が8.0%、「居宅介護（ホームヘルプ）」「相談支援」が6.0%等となっています。

**【精神障害者保健福祉手帳所持者で現在利用している障がい福祉サービス】**

(%)

	全体(人)	利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	50	6.0	-	74.0	20.0
2. 重度訪問介護	50	4.0	-	76.0	20.0
3. 同行援護	50	-	-	78.0	22.0
4. 行動援護	50	4.0	-	76.0	20.0
5. 重度障害者等包括支援	50	4.0	-	74.0	22.0
6. 生活介護	50	-	-	78.0	22.0
7. 自立訓練(生活訓練)	50	-	4.0	76.0	20.0
8. 自立訓練(機能訓練)	50	4.0	-	76.0	20.0
9. 就労移行支援	50	4.0	2.0	68.0	26.0
10. 就労継続支援(A型)	50	10.0	4.0	60.0	26.0
11. 就労継続支援(B型)	50	8.0	2.0	70.0	20.0
12. 就労定着支援	50	2.0	2.0	70.0	26.0
13. 療養介護	50	-	-	76.0	24.0
14. 短期入所(ショートステイ)	50	2.0	-	78.0	20.0
15. 自立生活援助	50	2.0	4.0	72.0	22.0
16. 共同生活援助(グループホーム)	50	-	-	80.0	20.0
17. 施設入所支援	50	-	-	76.0	24.0
18. 相談支援	50	6.0	4.0	68.0	22.0
19. 地域移行支援	50	-	-	78.0	22.0
20. 地域定着支援	50	-	-	76.0	24.0
21. コミュニケーション支援事業	50	-	-	76.0	24.0
22. 日常生活用具給付事業	50	4.0	2.0	70.0	24.0
23. 地域活動支援センター	50	-	-	76.0	24.0
24. 移動支援事業	50	-	2.0	76.0	22.0
25. 日中一時支援事業	50	-	-	76.0	24.0

重複障がい者で、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「自立訓練（機能訓練）」「相談支援」が16.2%と最も多く、次いで「生活介護」が13.2%、「居宅介護（ホームヘルプ）」「日常生活用具給付事業」が10.3%等となっています。

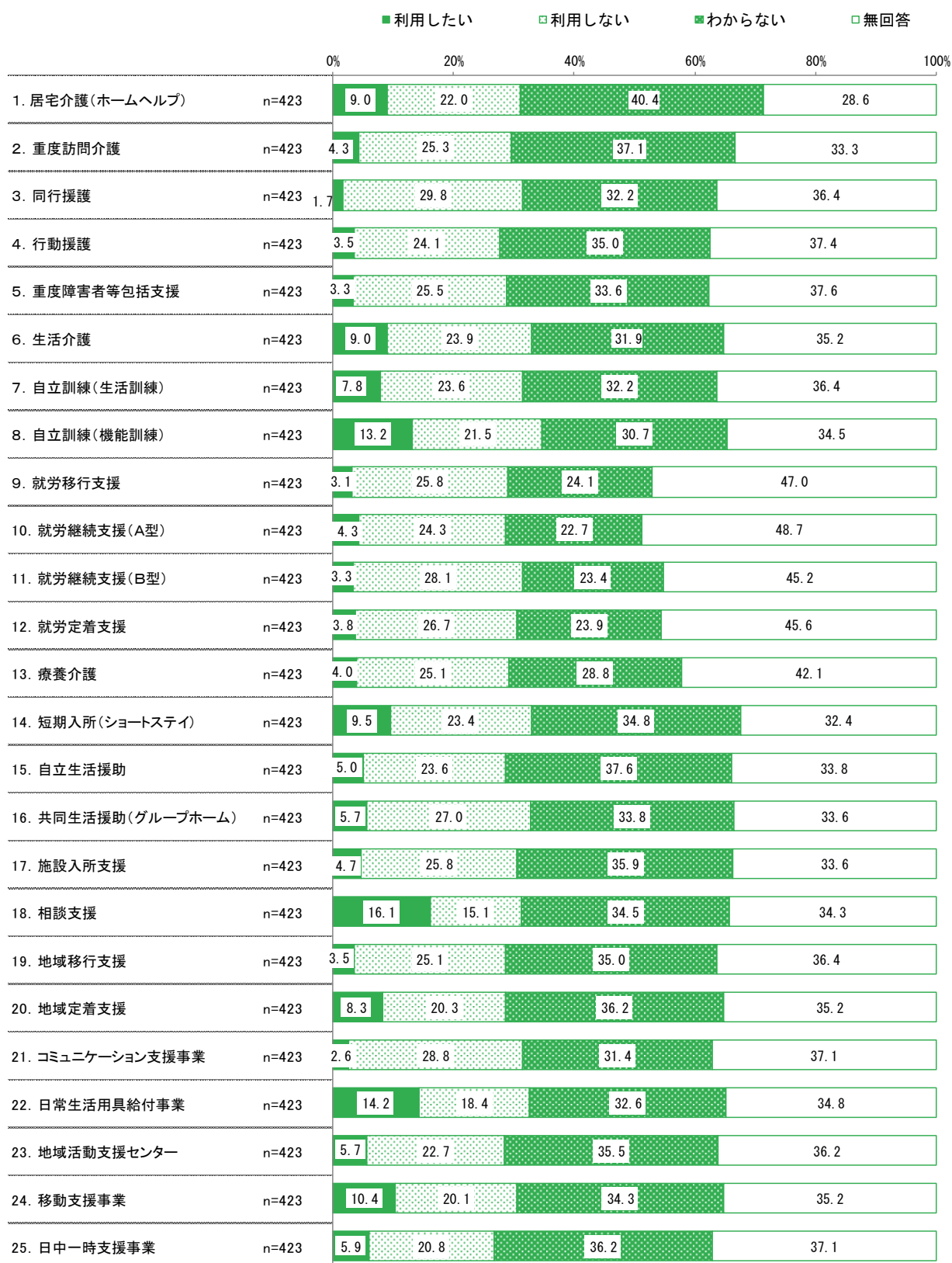
**【重複障がい者で現在利用している障がい福祉サービス】**

(%)

	全体(人)	利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	68	10.3	1.5	57.4	30.9
2. 重度訪問介護	68	7.4	4.4	60.3	27.9
3. 同行援護	68	1.5	2.9	60.3	35.3
4. 行動援護	68	7.4	2.9	55.9	33.8
5. 重度障害者等包括支援	68	5.9	2.9	60.3	30.9
6. 生活介護	68	13.2	4.4	57.4	25.0
7. 自立訓練(生活訓練)	68	8.8	4.4	58.8	27.9
8. 自立訓練(機能訓練)	68	16.2	4.4	50.0	29.4
9. 就労移行支援	68	1.5	1.5	57.4	39.7
10. 就労継続支援(A型)	68	-	-	57.4	42.6
11. 就労継続支援(B型)	68	2.9	2.9	54.4	39.7
12. 就労定着支援	68	-	1.5	58.8	39.7
13. 療養介護	68	4.4	2.9	58.8	33.8
14. 短期入所(ショートステイ)	68	7.4	2.9	61.8	27.9
15. 自立生活援助	68	1.5	2.9	67.6	27.9
16. 共同生活援助(グループホーム)	68	2.9	2.9	67.6	26.5
17. 施設入所支援	68	4.4	4.4	63.2	27.9
18. 相談支援	68	16.2	4.4	50.0	29.4
19. 地域移行支援	68	1.5	2.9	64.7	30.9
20. 地域定着支援	68	7.4	4.4	58.8	29.4
21. コミュニケーション支援事業	68	-	2.9	64.7	32.4
22. 日常生活用具給付事業	68	10.3	4.4	52.9	32.4
23. 地域活動支援センター	68	2.9	5.9	55.9	35.3
24. 移動支援事業	68	5.9	5.9	58.8	29.4
25. 日中一時支援事業	68	5.9	2.9	58.8	32.4

今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が16.1%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が14.2%、「自立訓練（機能訓練）」が13.2%、「移動支援事業」が10.4%等となっています。

### 【今後、利用したい障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「日常生活用具給付事業」が15.8%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練）」が13.8%、「相談支援」が10.5%、「生活介護」「短期入所（ショートステイ）」が9.3%等となっています。

**【身体障害者手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	247	8.9	17.0	44.5	29.6
2. 重度訪問介護	247	3.2	19.4	40.1	37.2
3. 同行援護	247	1.6	23.5	34.8	40.1
4. 行動援護	247	0.4	20.2	37.2	42.1
5. 重度障害者等包括支援	247	2.4	19.4	35.6	42.5
6. 生活介護	247	9.3	16.6	34.0	40.1
7. 自立訓練(生活訓練)	247	6.1	18.6	33.2	42.1
8. 自立訓練(機能訓練)	247	13.8	15.4	31.6	39.3
9. 就労移行支援	247	2.4	19.0	22.7	55.9
10. 就労継続支援(A型)	247	2.0	18.6	21.1	58.3
11. 就労継続支援(B型)	247	0.4	21.5	23.9	54.3
12. 就労定着支援	247	0.4	22.3	23.5	53.8
13. 療養介護	247	2.4	17.8	29.6	50.2
14. 短期入所(ショートステイ)	247	9.3	16.6	39.3	34.8
15. 自立生活援助	247	3.2	17.0	42.9	36.8
16. 共同生活援助(グループホーム)	247	4.5	20.6	38.1	36.8
17. 施設入所支援	247	4.9	16.6	41.7	36.8
18. 相談支援	247	10.5	12.6	40.1	36.8
19. 地域移行支援	247	1.6	19.8	37.7	40.9
20. 地域定着支援	247	6.5	14.6	39.3	39.7
21. コミュニケーション支援事業	247	2.4	21.1	35.6	40.9
22. 日常生活用具給付事業	247	15.8	11.7	34.4	38.1
23. 地域活動支援センター	247	3.6	17.0	39.7	39.7
24. 移動支援事業	247	8.9	13.8	37.7	39.7
25. 日中一時支援事業	247	4.5	15.4	38.5	41.7

療育手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が24.4%と最も多く、次いで「移動支援事業」が19.5%、「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「就労定着支援」「日中一時支援」が14.6%等となっています。

**【療育手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	41	-	46.3	36.6	17.1
2. 重度訪問介護	41	-	56.1	24.4	19.5
3. 同行援護	41	-	53.7	26.8	19.5
4. 行動援護	41	7.3	36.6	36.6	19.5
5. 重度障害者等包括支援	41	-	56.1	22.0	22.0
6. 生活介護	41	2.4	56.1	22.0	19.5
7. 自立訓練(生活訓練)	41	12.2	43.9	24.4	19.5
8. 自立訓練(機能訓練)	41	12.2	46.3	22.0	19.5
9. 就労移行支援	41	2.4	48.8	29.3	19.5
10. 就労継続支援(A型)	41	14.6	41.5	24.4	19.5
11. 就労継続支援(B型)	41	14.6	48.8	17.1	19.5
12. 就労定着支援	41	14.6	43.9	22.0	19.5
13. 療養介護	41	-	53.7	26.8	19.5
14. 短期入所(ショートステイ)	41	9.8	51.2	14.6	24.4
15. 自立生活援助	41	9.8	43.9	24.4	22.0
16. 共同生活援助(グループホーム)	41	12.2	48.8	17.1	22.0
17. 施設入所支援	41	2.4	58.5	17.1	22.0
18. 相談支援	41	24.4	34.1	19.5	22.0
19. 地域移行支援	41	2.4	46.3	24.4	26.8
20. 地域定着支援	41	9.8	39.0	26.8	24.4
21. コミュニケーション支援事業	41	2.4	56.1	17.1	24.4
22. 日常生活用具給付事業	41	-	48.8	26.8	24.4
23. 地域活動支援センター	41	9.8	43.9	22.0	24.4
24. 移動支援事業	41	19.5	41.5	17.1	22.0
25. 日中一時支援事業	41	14.6	39.0	24.4	22.0

精神障害者保健福祉手帳所持者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が14.0%と最も多く、次いで「就労継続支援（A型）」「就労定着支援」が12.0%、「就労移行支援」「就労継続支援（B型）」が8.0%等となっています。

**【精神障害者保健福祉手帳所持者で今後利用したい障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	50	4.0	40.0	34.0	22.0
2. 重度訪問介護	50	-	42.0	32.0	26.0
3. 同行援護	50	-	48.0	26.0	26.0
4. 行動援護	50	4.0	36.0	36.0	24.0
5. 重度障害者等包括支援	50	-	44.0	28.0	28.0
6. 生活介護	50	-	44.0	28.0	28.0
7. 自立訓練(生活訓練)	50	-	38.0	36.0	26.0
8. 自立訓練(機能訓練)	50	-	44.0	30.0	26.0
9. 就労移行支援	50	8.0	32.0	34.0	26.0
10. 就労継続支援(A型)	50	12.0	26.0	36.0	26.0
11. 就労継続支援(B型)	50	8.0	40.0	30.0	22.0
12. 就労定着支援	50	12.0	30.0	32.0	26.0
13. 療養介護	50	-	42.0	32.0	26.0
14. 短期入所(ショートステイ)	50	4.0	44.0	30.0	22.0
15. 自立生活援助	50	4.0	38.0	36.0	22.0
16. 共同生活援助(グループホーム)	50	6.0	46.0	28.0	20.0
17. 施設入所支援	50	-	46.0	30.0	24.0
18. 相談支援	50	14.0	18.0	42.0	26.0
19. 地域移行支援	50	6.0	38.0	34.0	22.0
20. 地域定着支援	50	-	36.0	40.0	24.0
21. コミュニケーション支援事業	50	-	46.0	28.0	26.0
22. 日常生活用具給付事業	50	2.0	38.0	34.0	26.0
23. 地域活動支援センター	50	2.0	36.0	38.0	24.0
24. 移動支援事業	50	-	38.0	40.0	22.0
25. 日中一時支援事業	50	-	38.0	36.0	26.0

重複障がい者で今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「相談支援」が35.3%と最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が25.0%、「自立訓練（機能訓練）」が23.5%、「生活介護」「地域定着支援」「移動支援事業」が20.6%等となっています。

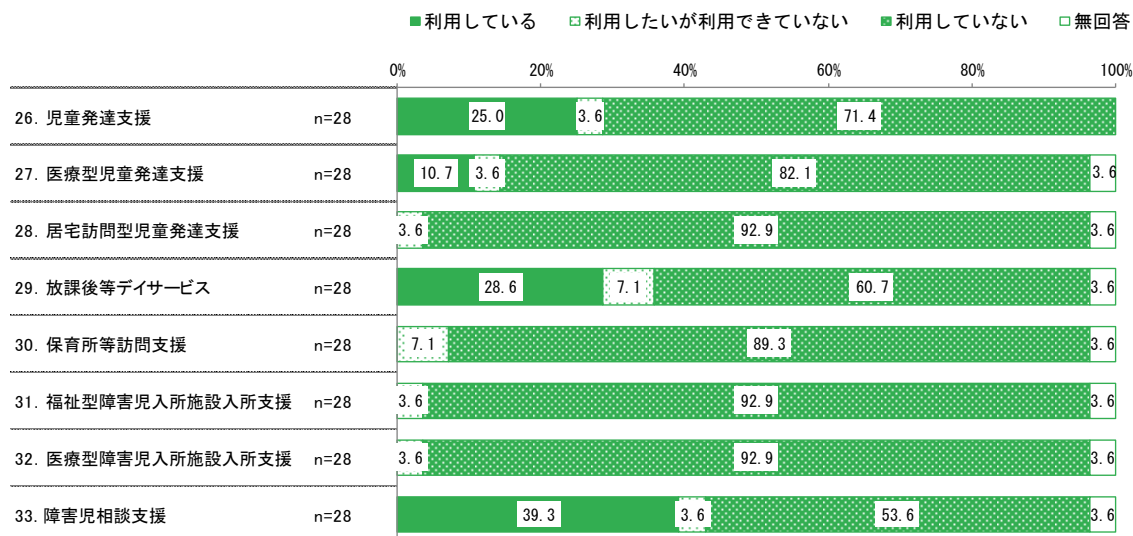
**【重複障がい者で今後利用したい障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
1. 居宅介護(ホームヘルプ)	68	17.6	14.7	35.3	32.4
2. 重度訪問介護	68	11.8	19.1	41.2	27.9
3. 同行援護	68	4.4	26.5	33.8	35.3
4. 行動援護	68	13.2	23.5	27.9	35.3
5. 重度障害者等包括支援	68	11.8	16.2	41.2	30.9
6. 生活介護	68	20.6	19.1	33.8	26.5
7. 自立訓練(生活訓練)	68	19.1	20.6	32.4	27.9
8. 自立訓練(機能訓練)	68	23.5	13.2	35.3	27.9
9. 就労移行支援	68	2.9	33.8	19.1	44.1
10. 就労継続支援(A型)	68	1.5	36.8	19.1	42.6
11. 就労継続支援(B型)	68	4.4	33.8	20.6	41.2
12. 就労定着支援	68	2.9	33.8	22.1	41.2
13. 療養介護	68	14.7	25.0	26.5	33.8
14. 短期入所(ショートステイ)	68	16.2	19.1	35.3	29.4
15. 自立生活援助	68	10.3	26.5	30.9	32.4
16. 共同生活援助(グループホーム)	68	7.4	26.5	33.8	32.4
17. 施設入所支援	68	10.3	26.5	33.8	29.4
18. 相談支援	68	35.3	10.3	22.1	32.4
19. 地域移行支援	68	10.3	23.5	35.3	30.9
20. 地域定着支援	68	20.6	19.1	30.9	29.4
21. コミュニケーション支援事業	68	4.4	29.4	30.9	35.3
22. 日常生活用具給付事業	68	25.0	13.2	30.9	30.9
23. 地域活動支援センター	68	11.8	23.5	29.4	35.3
24. 移動支援事業	68	20.6	17.6	29.4	32.4
25. 日中一時支援事業	68	11.8	17.6	36.8	33.8

障がい児を対象とした障がい福祉サービスで、現在、利用している障がい福祉サービスについては、「障害児相談支援」が39.3%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が28.6%、「児童発達支援」が25.0%等となっています。

### 【現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」が20.0%となっています。

### 【身体障害者手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

サービス名	全体(人)	(%)			
		利用している	利用したいが利用できていない	利用していない	無回答
26. 児童発達支援	5	-	-	100.0	-
27. 医療型児童発達支援	5	-	-	80.0	20.0
28. 居宅訪問型児童発達支援	5	-	-	80.0	20.0
29. 放課後等デイサービス	5	20.0	20.0	40.0	20.0
30. 保育所等訪問支援	5	-	-	80.0	20.0
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	5	-	-	80.0	20.0
32. 医療型障害児入所施設入所支援	5	-	-	80.0	20.0
33. 障害児相談支援	5	20.0	-	60.0	20.0

療育手帳所持者で現在、利用している障がい福祉サービスについては、「障害児相談支援」が46.7%と最も多く、次いで「児童発達支援」が40.0%、「放課後等デイサービス」が26.7%、「医療型児童発達支援」が20.0%となっています。

### 【療育手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

サービス名	全体(人)	(%)		
		利用している	利用したいが利用できていない	利用していない
26. 児童発達支援	15	40.0	-	60.0
27. 医療型児童発達支援	15	20.0	-	80.0
28. 居宅訪問型児童発達支援	15	-	-	100.0
29. 放課後等デイサービス	15	26.7	-	73.3
30. 保育所等訪問支援	15	-	6.7	93.3
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	15	-	-	100.0
32. 医療型障害児入所施設入所支援	15	-	-	100.0
33. 障害児相談支援	15	46.7	-	53.3

精神障害者保健福祉手帳所持者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスは、ありませんでした。

**【精神障害者保健福祉手帳所持者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用している	利用したい が利用でき ていない	利用してい ない
26. 児童発達支援	2	-	-	100.0
27. 医療型児童発達支援	2	-	-	100.0
28. 居宅訪問型児童発達支援	2	-	-	100.0
29. 放課後等デイサービス	2	-	-	100.0
30. 保育所等訪問支援	2	-	-	100.0
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	2	-	-	100.0
32. 医療型障害児入所施設入所支援	2	-	-	100.0
33. 障害児相談支援	2	-	-	100.0

重複障がい者で現在、利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」「障がい児相談支援」が50.0%と最も多く、次いで「児童発達支援」が16.7%となっています。

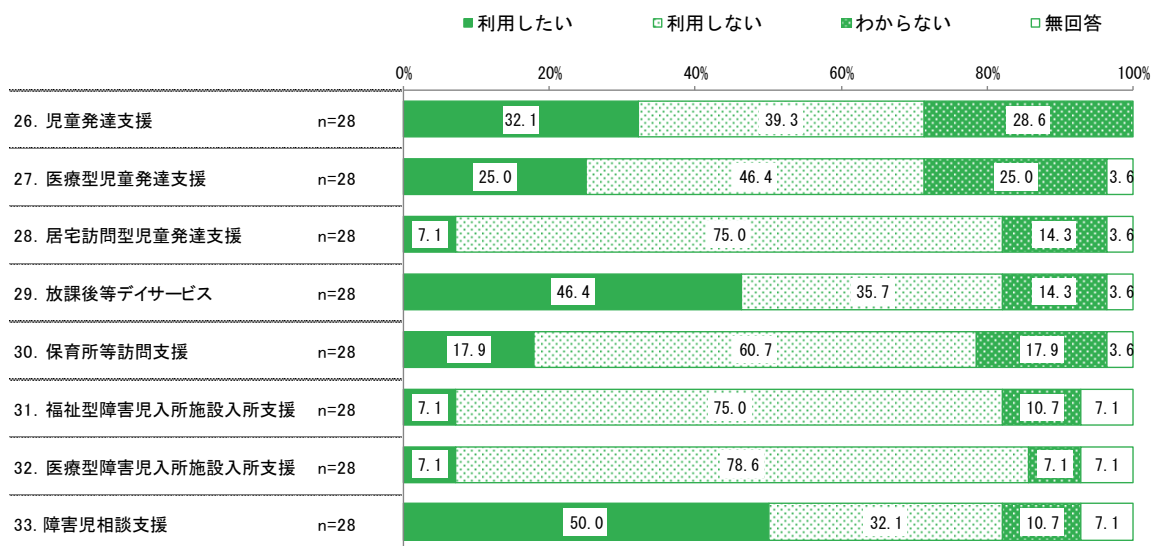
**【重複障がい者で現在利用している障がい児を対象とした障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用している	利用したい が利用でき ていない	利用してい ない
26. 児童発達支援	6	16.7	16.7	66.7
27. 医療型児童発達支援	6	-	16.7	83.3
28. 居宅訪問型児童発達支援	6	-	16.7	83.3
29. 放課後等デイサービス	6	50.0	16.7	33.3
30. 保育所等訪問支援	6	-	16.7	83.3
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	6	-	16.7	83.3
32. 医療型障害児入所施設入所支援	6	-	16.7	83.3
33. 障害児相談支援	6	50.0	16.7	33.3

障がい児を対象とした障がい福祉サービスの、今後、利用したい障がい福祉サービスについては、「障害児相談支援」が50.0%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が46.4%、「児童発達支援」が32.1%、「医療型児童発達支援」が25.0%、「保育所等訪問支援」が17.9%等となっています。

### 【今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】



身体障害者手帳所持者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」が20.0%となっています。

### 【身体障害者手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】

サービス名	(%)				
	全体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
26. 児童発達支援	5	-	40.0	60.0	-
27. 医療型児童発達支援	5	-	40.0	40.0	20.0
28. 居宅訪問型児童発達支援	5	-	60.0	20.0	20.0
29. 放課後等デイサービス	5	20.0	20.0	40.0	20.0
30. 保育所等訪問支援	5	-	60.0	20.0	20.0
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	5	-	60.0	20.0	20.0
32. 医療型障害児入所施設入所支援	5	-	60.0	20.0	20.0
33. 障害児相談支援	5	20.0	20.0	40.0	20.0

療育手帳所持者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」が46.7%と最も多く、次いで「児童発達支援」が33.3%、「医療型児童発達支援」が26.7%等となっています。

**【療育手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない	無回答
26. 児童発達支援	15	33.3	40.0	26.7	-
27. 医療型児童発達支援	15	26.7	46.7	26.7	-
28. 居宅訪問型児童発達支援	15	-	80.0	20.0	-
29. 放課後等デイサービス	15	46.7	40.0	13.3	-
30. 保育所等訪問支援	15	13.3	60.0	26.7	-
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	15	-	86.7	6.7	6.7
32. 医療型障害児入所施設入所支援	15	-	86.7	6.7	6.7
33. 障害児相談支援	15	46.7	40.0	6.7	6.7

精神障害者保健福祉手帳所持者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスは、ありませんでした。

**【精神障害者保健福祉手帳所持者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】**

(%)

	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない
26. 児童発達支援	2	-	100.0	-
27. 医療型児童発達支援	2	-	100.0	-
28. 居宅訪問型児童発達支援	2	-	100.0	-
29. 放課後等デイサービス	2	-	100.0	-
30. 保育所等訪問支援	2	-	100.0	-
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	2	-	100.0	-
32. 医療型障害児入所施設入所支援	2	-	100.0	-
33. 障害児相談支援	2	-	100.0	-

重複障がい者で今後、利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービスについては、「障害児相談支援」が100%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が83.3%、「児童発達支援」が66.7%等となっています。

**【重複障がい者で今後利用したい障がい児を対象とした障がい福祉サービス】**

(%)

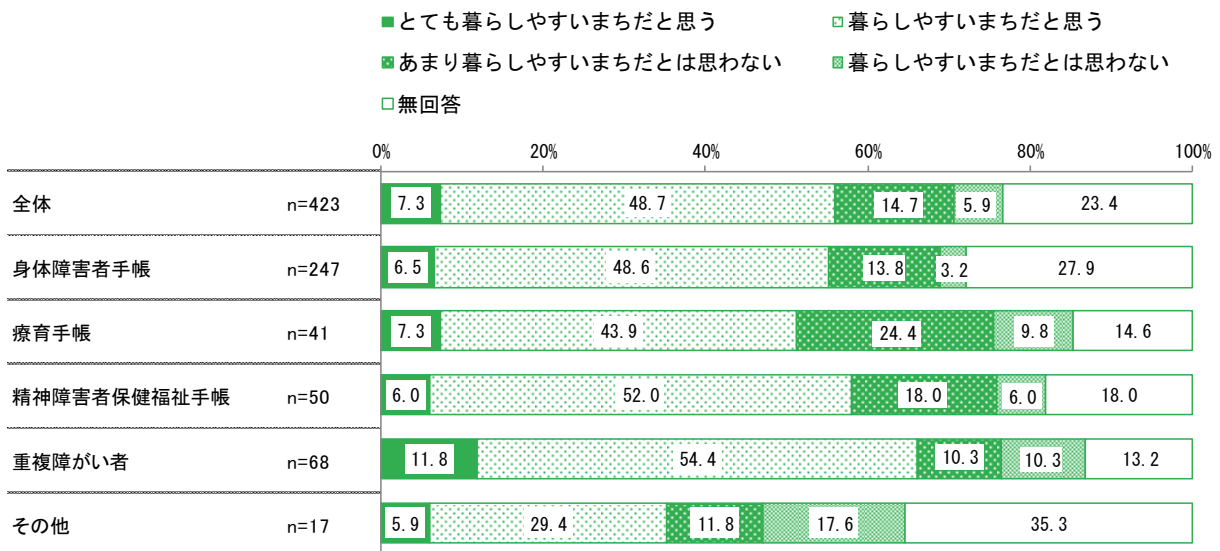
	全 体(人)	利用したい	利用しない	わからない
26. 児童発達支援	6	66.7	16.7	16.7
27. 医療型児童発達支援	6	50.0	33.3	16.7
28. 居宅訪問型児童発達支援	6	33.3	66.7	-
29. 放課後等デイサービス	6	83.3	16.7	-
30. 保育所等訪問支援	6	50.0	50.0	-
31. 福祉型障害児入所施設入所支援	6	33.3	50.0	16.7
32. 医療型障害児入所施設入所支援	6	33.3	66.7	-
33. 障害児相談支援	6	100.0	-	-



## ⑧ 暮らしやすさ

本町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかをたずねたところ、「暮らしやすいまちだと思う」が48.7%と最も多く、次いで「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」が14.7%、「とても暮らしやすいまちだと思う」が7.3%、「暮らしやすいまちだとは思わない」が5.9%となっています。

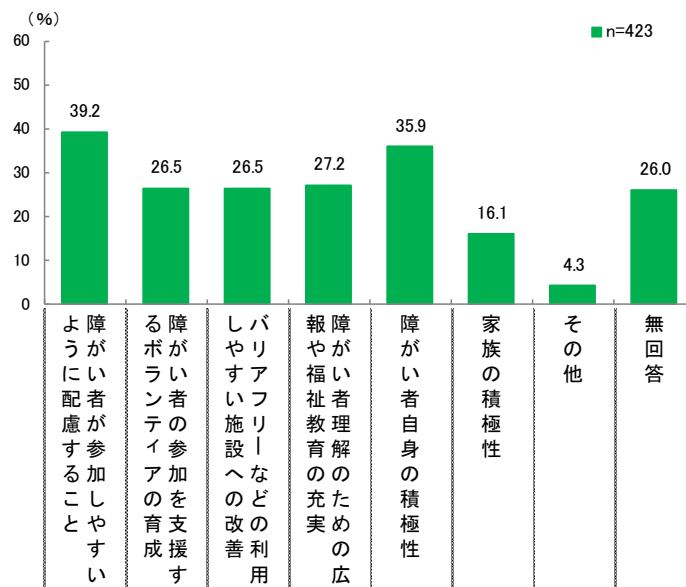
【北方町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか】



## ⑨ 地域や社会への参加

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かをたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が39.2%と最も多く、次いで「障がい者自身の積極性」が35.9%、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が27.2%等となっています。

【障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと ※複数回答】



## <障がい別>

	調査数	問39 障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこと							
		障がい者が参加しやすいように配慮すること	障がい者の参加を支援するボランティアの育成	バリアフリーなどの利用しやすい施設への改善	障がい者理解のための広報や福祉教育の充実	障がい者自身の積極性	家族の積極性	その他	無回答
全体	423	39.2	26.5	26.5	27.2	35.9	16.1	4.3	26.0
身体障害者手帳	247	34.8	21.9	30.8	24.3	37.2	15.0	2.8	27.9
療育手帳	41	58.5	36.6	12.2	41.5	31.7	19.5	9.8	12.2
精神障害者保健福祉手帳	50	50.0	32.0	20.0	38.0	44.0	22.0	8.0	22.0
重複障がい者	68	39.7	35.3	23.5	23.5	35.3	17.6	4.4	23.5
その他	17	23.5	17.6	29.4	17.6	5.9	-	-	52.9



第5章 第6期北方町障がい福祉計画・  
第2期北方町障がい児福祉計画



# 1 基本理念

本町では、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住みなれた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるまちをめざし、障がい者福祉施策を進めてきました。

本町の障がい福祉サービス事業所は「居宅介護」や「生活介護」、「児童発達支援」等のサービスを提供する事業所も開所し、充実が図られつつあります。平成30年度からサービス開始の居宅訪問型児童発達支援については認知が十分でないと考えられますので、他のサービスも併せて広報紙やホームページ、相談窓口など様々な方法で情報提供によって周知をしていくことが必要です。

こうした現状やサービスの利用意向等を踏まえて、より障がい福祉サービスの利用しやすい環境づくりを目指すにあたって、北方町障がい者計画の基本理念である「ノーマライゼーション」を共通の理念とし、「つながりと信頼を深め、地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方」をまちの将来像として継承します。

今回の計画では、誰一人取り残さないというSDGs（持続可能な開発目標）の理念のもと障がいのある人の様々な社会的な障壁を除去するための施策を推進していきます。

## <基本理念>

# ノーマライゼーション

## <将来像>

# つながりと信頼を深め、地域の中で いきいきと暮らせるまち 北方

## <SDGsの関連目標>



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。



包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

## 2 基本的視点

本計画は、北方町障がい者計画と整合性を図りつつ、障がい者が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の理念に基づき計画の推進を図ります。

### ①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### ②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、18歳以上の人で、身体障がい、知的障がい及び精神障がい者並びに難病患者等とし、サービスの充実を図ります。

発達障がい者及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

### ③施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院からの地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

### ④地域共生社会に向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組めます。人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

### ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児福祉計画を定め、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で生活しやすいように、障がい児通所支援等の充実に努めるとともに、日常生活における課題についても支援できる体制づくりを進めていきます。

### ⑥障がい福祉に携わる人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中で様々な障がい福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて人材確保が必要になります。そのため、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

### ⑦障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者の文化芸術の活動の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 3 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保については、見込量を確保するための方策に加えて、障がい者の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備等が求められており、次の方針のもと計画を進めていきます。

### ①訪問系サービスの保障

必要に応じた訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）の充実を図ります。

### ②日中活動系サービスの保障

障がい者が希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図ります。

### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の充実

地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行及び地域定着支援等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。

### ④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

### ⑤強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

### ⑥依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発等、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。



## ⑦相談支援体制の充実

障がい者への相談支援体制の充実を図ります。相談支援事業者等は、障がい者等が抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携により対応の充実を図ります。

## ⑧障がい児支援体制の整備

教育、保育等の関係機関、サービス提供事業者と連携し、障がい児とその家族に対して、支援体制の整備に努めます。また、発達障がい等、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう関係機関との連携により、十分なサービス提供体制の充実を図ります。

## 4 第6期北方町障がい福祉計画の概要

### 4-1 計画の位置付け

第6期北方町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障がい福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

### 4-2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 4-3 計画の対象

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者
- ・難病患者等その他心身機能の障がいがあつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

### 4-4 計画の内容

- (1) 第6期北方町障がい福祉計画は、計画の実施により達成すべき目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うための指標（活動指標）を定め、数値目標及び必要なサービス量確保のための方策を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業等の見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 5 成果目標

第6期北方町障がい福祉計画では、施設に入所する障がい者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度末を目標年度とし、国の基本指針を参考に本町の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を進めていきます。

### 5-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本方針に基づいて令和5年度における数値目標を設定します。

#### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### 本町の考え方

地域移行者数については、令和元年度末時点での施設入所者数は16人となっているため、本計画における目標値は、国の指針を踏まえて1人として設定します。

施設入所者数については、国の指針に対し実情を踏まえて1人減少とし、15人として設定します。

#### 【福祉施設の入所者の地域生活への移行（目標値）】

指標	令和元年度 施設入所者数	令和5年度 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	16人	1人
施設入所者数		15人

## 5-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、第5期計画に引き続き第6期計画においても数値目標を設定します。

### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 全ての市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本としています。また、医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましいとしています。
- 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えないとしています。

### 本町の考え方

第5期計画に引き続き、第6期計画においても、専門部会等の保健、医療、福祉関係者による協議の場を近隣市町との共同で設置を目指していきます。

#### 【地域包括ケアシステムの構築（目標値）】

指標	令和5年度 目標	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場設置数	1	専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を近隣市町と共同で設置

### 5-3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進していきます。

#### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 本町の考え方

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後をも見据えた地域生活を支援する機能として、岐阜圏域で協議しながら、拠点の整備または、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制整備を図ります。

#### 【地域生活支援拠点等の整備（目標値）】

指標	令和5年度 目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備数	1	岐阜圏域で拠点の整備または複数機関の分担による体制の整備

## 5-4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行について、国が定める基本指針に基づき令和5年度における数値目標を設定します。

### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上にする。  
 うち 就労移行支援事業を通じた移行者数：1.30倍以上  
       就労継続支援A型を通じた移行者数：1.26倍以上  
       就労継続支援B型を通じた移行者数：1.23倍以上
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割が利用する。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上とする。

### 本町の考え方

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度末時点の移行者数は6人となっているため、本計画における目標値は、10人として設定します。

うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者は7人、うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者は2人、うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者は1人と設定します。

就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者は3人と設定します。

就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は、国の指針に合わせて7割以上と設定します。

### 【福祉施設から一般就労への移行等（目標値）】

指標	令和元年度実績	令和5年度目標
就労移行支援事業等 <sup>※1</sup> を通じて一般就労に移行する者	6人	10人
うち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者	5人	7人
うち就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者	1人	2人
うち就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者	0人	1人
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用する者	—	3人
就労定着支援事業の就労定着率 <sup>※2</sup>		7割以上

※1 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

※2 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

## 5-5 相談支援体制の充実・強化等

地域における障がい者への助言や支援を充実させるため、相談支援拠点等の整備を充実させていきます。

### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上整備することを基本。ただし、困難な場合は圏域での設置も可。
- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。

### 本町の考え方

障がい者への助言や支援の充実に向けて、基幹相談支援センターを町単独で設置することを目指し、総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備を図ります。また、地域の相談事業者に対する訪問や、連携会議等の開催を、町または岐阜圏域において年1回行うことを目指します。

### 【相談支援体制の充実・強化等（目標値）】

指標	令和5年度 目標
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	1
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催（年回数）	1

## 5-6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、研修への参加や障がい福祉サービス等における請求審査の結果の共有などを行います。

### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 国指針：令和5年度末までに障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

### 本町の考え方

障がい福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する研修等への参加人数を2人に設定します。また、障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体等と共有するための会議を年1回実施することを目指します。

### 【障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（目標値）】

指標	令和5年度 目標
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加（人数）	2
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施（回数）	1



## 6 自立支援給付の実施目標

### 6-1 訪問系サービス

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	16	18	19	20
	時間	205	300	320	340
重度訪問介護	人	1	1	1	2
	時間	206	100	100	200
同行援護	人	1	4	4	5
	時間	12	20	20	25
行動援護	人	1	1	1	2
	時間	34	25	25	50
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0

#### ➤ 確保の方策

- ・ 今後予想される利用者の増加と、様々なニーズに対応できるよう、さらなるサービス事業者の参入を促し、今後もサービス提供体制の整備を進めていきます。
- ・ 障がい者とその家族が安心して暮らせるようサービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。
- ・ 障がい者（障害者手帳を持たない難病患者も含む）に、各サービスの種類や内容が十分伝わっていないため、広報紙やホームページ等により各サービスの情報提供を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

## 6-2 日中活動系サービス

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	34	35	36	37
	人日	658	690	710	730
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1
	人日	0	15	15	15
自立訓練（生活訓練）	人	1	4	4	5
	人日	23	76	76	95
就労移行支援	人	1	6	7	8
	人日	22	110	128	147
就労継続支援A型	人	37	38	39	40
	人日	687	705	724	743
就労継続支援B型	人	39	40	41	42
	人日	590	605	620	635
就労定着支援	人	2	2	2	2
療養介護	人	3	3	3	4
短期入所（福祉型）	人	4	4	5	5
	人日	6	6	8	8
短期入所（医療型）	人	0	1	2	2
	人日	0	7	14	14

### ➤ 確保の方策

- ・ サービス提供事業所を確保するため、岐阜圏域内の障がい者施設や近隣市町との連携を図り新規事業者の参入に努めます。
- ・ 特別支援学校やハローワーク、岐阜障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して働くことができるよう、就労支援体制の整備に努めます。
- ・ ニーズに合った見込量の確保のため、近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

## 6-3 居住系サービス

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	10	11	12	13
施設入所支援	人	16	15	15	15
自立生活援助	人	0	1	1	1

#### ➤ 確保の方策

- ・ 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行及び障がい者の親の高齢化にともなう需要増加が今後一層見込まれることから、岐阜圏域の障がい者施設や他市町との調整を進めるとともに、グループホーム等の整備について促進していきます。
- ・ 18歳以上で障がい児施設に入所している障がい者について、自立した生活を送れるよう成人向け施設への移籍の支援方策について検討していきます。
- ・ 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- ・ グループホームの整備を進めるにあたって、地域住民に対して障がい者の地域生活のためのグループホームの必要性の周知と理解促進を図ります。

## 6-4 相談支援

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	31	31	32	33
地域移行支援	人	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	1

※今期の計画には精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

#### ➤ 確保の方策

- ・ 適切なサービス利用計画の作成を行うため、サービスを行う事業所の把握をし、新規参入を促すとともに、岐阜圏域内の市町・関係機関と連携し相談支援専門員の確保を図る等、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 相談支援専門員の質の向上や増員に努め、相談支援体制の充実に図ります。
- ・ 障がい者やその家族等が気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等による情報の発信や啓発に努めます。

## 7 地域生活支援事業の実施目標

### 7-1 相談支援

#### 数値目標

サービス名		単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4

#### ➤ 確保の方策

- ・ 相談事業所において、各種福祉サービスの提供の援助や調整、虐待の防止・早期発見等の権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・ 様々なニーズに対応した多様な相談体制の充実に努めます。委託相談支援事業所への来所のほか、電話、FAX、メール、相談員の訪問による相談体制があることの周知を図ります。
- ・ 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携を強化し、障がい者の身近な相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 北方町障がい者地域自立支援協議会において、地域の身近な相談から専門性の高い相談まで、関係機関と連携し本町の実情に応じた相談支援のネットワークづくりに努めます。

### 7-2 成年後見制度利用支援事業

#### 数値目標

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	1

#### ➤ 確保の方策

- ・ 認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の利用支援や権利擁護を推進していきます。
- ・ 成年後見支援センター、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、県権利擁護センター等の関係機関と連携し制度の普及・啓発に努め、この制度の利用を通じて、障がい福祉サービスの適正な利用を促進していきます。

### 7-3 意思疎通支援

#### 数値目標

サービス名		単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通 支援事業	手話通訳者・ 要約筆記派遣事業	件	0	2	2	2

#### ➤ 確保の方策

- ・ 制度の周知を行い、利用者が安心して派遣支援を受けられるように努めます。
- ・ 手話通訳者等の確保や利用者が利用しやすい環境整備に努めます。

### 7-4 日常生活用具給付等事業

#### 数値目標

サービス名		単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	件	0	2	2	2
	自立生活支援用具	件	5	4	4	4
	在宅療養等支援用具	件	4	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具	件	2	3	3	3
	排せつ管理支援用具	月数	420	450	490	530
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	1	1	1

#### ➤ 確保の方策

- ・ 申請者が利用しやすくなるよう事業内容の周知を図るとともに、申請者の身体の状態にあった福祉用具の給付に努めます。
- ・ 用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行うことができるよう情報収集に努めます。

## 7-5 手話奉仕員養成研修事業

### 数値目標

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	3	10	10	10

#### ➤ 確保の方策

- ・ 手話奉仕員（聴覚障がい及び関連する福祉制度等の知識と、手話で日常会話を行うのに必要な単語や手話表現技術を習得した人）の育成のため、近隣の市と共同で養成講座を開催しており、継続して実施していきます。
- ・ この事業を通して聴覚障がい者に対する日常生活の支援や、町主催の各種イベントへの参加等社会参加を促進します。
- ・ 聴覚障がい者との交流活動の促進を図り、福祉への理解・啓発を推進していきます。

## 7-6 移動支援事業

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	10	15	15	17
	時間	140	140	140	160

#### ➤ 確保の方策

- ・ 利用ニーズを把握し、適切なサービスが受けられるように努めます。

## 7-7 地域活動支援センター事業

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3	3
	人	15	30	33	36

#### ➤ 確保の方策

- ・ 岐阜圏域の市町による委託事業所において、それぞれの障がいの特性に応じた活動の場の拡大や活動内容の充実に努めます。
- ・ 精神保健福祉ボランティア養成講座を継続し、精神福祉について啓発するとともにボランティアの育成に努めます。

## 7-8 訪問入浴事業

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業	人	1	1	2	2

#### ➤ 確保の方策

- ・ この事業を知らないため利用できないということがないように事業内容の周知を図り、必要な人にサービス提供できるよう関係機関等と連携し、サービス提供事業者と体制づくりを進めていきます。

## 7-9 日中一時支援事業

### 数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人	6	6	6	7

#### ➤ 確保の方策

- ・ 障がい者（児）の日中における活動の場を確保するため、近隣市町と連携して広域的に利用できる施設の確保に努めます。

## 7-10 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

### 数値目標

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・ 改造助成事業)	件	1	5	5	5

#### ➤ 確保の方策

- ・ 引き続き制度の周知を図り、就労等の社会参加のため、自動車を必要とする身体障がい者の運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成していきます。

## 8 第2期北方町障がい児福祉計画の概要

### 8-1 計画の位置づけと基本的な考え方

本計画は、児童福祉法の第33条の20、障害者総合支援法第87条第一の規定に基づいた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がい児の健やかな育成のための発達支援に向けた障害児通所支援、障害児相談支援の体制整備を目的として策定します。

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

### 8-2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

### 8-3 計画の対象

- ・身体障がいのある児童
- ・知的障がいのある児童
- ・精神障がいのある児童
- ・難病を有する児童

### 8-4 計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの各年度における、指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量と、その見込量を確保するための方策を定めます。



### 9-1 令和5年度の数値目標

第2期北方町障がい児福祉計画では、「児童発達支援センターの設置」「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」等に関する目標を設定して取り組みます。

#### ◆ 目標値設定に関する国の基本方針 ◆

- 令和5年度までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合圏域での設置)
- 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 本町の考え方

児童発達支援センターの設置については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて設置をしています。今後も利用できる体制をさらに充実させていきます。

保育所等訪問支援の利用体制の構築については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて利用体制の構築をしています。今後も利用できる体制をさらに充実させていきます。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援事業所のみ本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて確保をしています。放課後等デイサービス事業所については、事業所確保に至っていないため、事業所の確保を図っていきます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、岐阜圏域で整備を図っていきます。

**【第2期数値目標】**

指標	令和5年度 目標
児童発達支援センターの設置	設置済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	利用体制の構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み
重症心身障がい児を支援する放課後等 デイサービス事業所の確保	岐阜圏域で1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の 場の設置	岐阜圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの 配置	岐阜圏域で設置

**9-2 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ目標**

国の指針では、各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受け入れ体制整備を行うものとしています。保育所等の定量的な目標について以下のように設定していきます。

**【定量的な目標の設定】**

種 別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量 (人)	定量的な目標（見込量）(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	24	24	24	17
認定こども園等	25	25	25	32
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1	1	1	1
その他	0	0	0	0

## 10-1 障がい児支援サービス（児童福祉法に基づくサービス）

数値目標（1月あたり）

サービス名	単位	令和2年度 (実績見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	63	64	65	67
	人日	155	157	160	165
放課後等デイサービス	人	45	47	49	51
	人日	492	514	535	557
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1
	人日	0	0	0	15
医療型 児童発達支援	人	2	4	4	5
	人日	7	8	8	10
居宅訪問型 児童発達支援	人	1	1	1	1
	人日	30	60	60	60
障害児相談支援	人	31	40	45	50

## ■ サービス見込量確保のための方策

## ➤ 確保の方策

## ＜児童発達支援＞

- ・ 広域で設置している事業所の人員体制の整備に努め、サービス利用の充実を図ります。

## ＜放課後等デイサービス＞

- ・ 利用者が増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。

## ＜居宅訪問型児童発達支援＞

- ・ 広報紙やホームページ等によりサービスの情報提供を行い、対象者への周知と利用促進を図ります。

## ＜障害児相談支援＞

- ・ 障害児相談支援については、適切なサービス利用と支援に向けた相談の充実努めます。





## 第6章 計画の推進体制



# 1 制度を円滑に実施するための体制整備

## 1-1 相談体制の整備

総合的、専門的に相談支援を実施する基幹相談支援センターの設置を図り、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生委員・児童委員や、圏域委託相談事業所、サービス事業者などと連携して、ニーズに応じた相談体制の構築に努めていきます。

また、医療支援が必要な障がい者（難病患者等）については保健師と連携し対応する等、相談しやすい窓口体制を整備します。

## 1-2 サービス事業者の参入促進のための情報提供

国の法律や制度の動向を踏まえて、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスを行う意向のある事業者や企業の把握と、情報提供の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

## 1-3 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

## 1-4 サービス利用の支援と権利の保障

障がい者が、自らの選択により必要なサービスを利用しながら安心して日常生活を送ることができるよう、広報紙やホームページ、窓口においては「岐阜県障がい者福祉の手引」等を有効的に活用し、制度やサービス内容、サービス提供事業所等の情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用促進の中継機関として設置を目指している成年後見支援センターの啓発・広報活動も充実させ、障がい者に対する差別や虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取り組みと支援を行います。

## 2 計画の推進体制の整備

### 2-1 庁内における推進体制の充実

福祉健康課を中心にして関係各課との連携をすすめ、他の計画も含め、総合的かつ計画的な実施に努めます。

### 2-2 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、岐阜地域福祉事務所、岐阜保健所や町社会福祉協議会等の関連機関や、地域活動を支える自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者等と連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

### 2-3 北方町障がい者地域自立支援協議会の充実

北方町障がい者地域自立支援協議会を定期的を開催し、地域における障がい者への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

### 2-4 民間企業等と障がい者とのつながりづくり

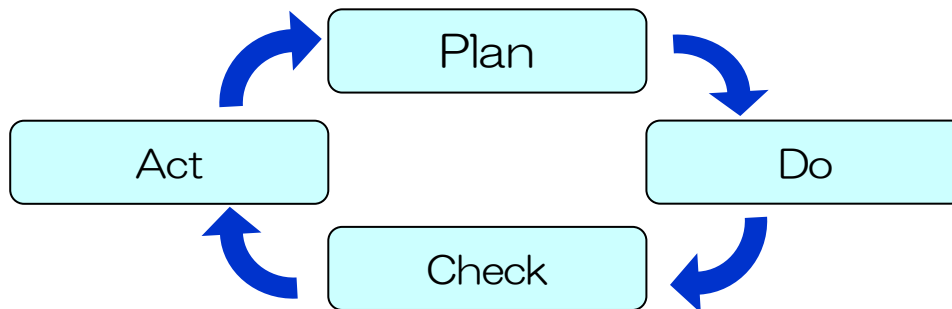
民間企業等の情報収集を進めるとともに、民間企業等に対してハローワーク等と連携して障がい者の雇用の啓発を行います。



### 3 計画の達成状況の評価

「第6期北方町障がい福祉計画」に掲げた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等、並びに「第2期北方町障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析・評価等を行い、その結果を「北方町障がい者地域自立支援協議会」に報告し、意見聴取をするものとします。

#### ■計画の達成状況の評価



計画 (Plan)	障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定 (目標設定)
実行 (Do)	計画に基づき施策・事業の実行
評価 (Check)	町による調査・分析・評価 北方町障がい者地域自立支援協議会への報告
改善 (Act)	北方町障がい者地域自立支援協議会からの意見等に基づき、計画の目標、活動等を見直し実施





## 資料編



# 1 北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

## 北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年12月28日  
要綱第47号

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域の障がい者を支援するに際し、関係機関及び事業所が課題について認識を共有し、その対応策を検討する場並びに相互の連絡調整の場として北方町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること及び調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 権利擁護等の分野別課題に関すること。
- (5) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。
- (6) 障がい者差別解消支援に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等に属する者のうちから町長が委嘱する者を委員とする。

- (1) 岐阜地域福祉事務所
- (2) 岐阜保健所健康増進課
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 人権擁護団体
- (6) 福祉サービス事業者
- (7) 学識経験者
- (8) 相談支援事業者
- (9) 地域の社会福祉に関わる者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

### (委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会は、必要に応じて随時会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、当該個別事例支援に係る委員を招集し、個別ケア会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席又は資料の提供及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉健康課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第89号)

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則 (平成27年告示第14号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第80号)

この要綱は、公表の日から施行する。

## ■北方町障がい者地域自立支援協議会 委員名簿

	氏 名	役 職
会 長	飯尾 正澄	北方町民生委員児童委員協議会 副会長
副会長	林 美代子	北方町身体障害者福祉協会 代表
	飯沼 博美	岐阜県岐阜地域福祉事務所福祉課 課長
	井上 玲子	岐阜県岐阜保健所健康増進課 課長
	伊藤 篤	いとう耳鼻咽喉科 院長
	武藤 隆広	人権擁護委員
	丸山 直寛	地域活動支援センターうかい 指定相談支援事業所うかい 相談支援専門員
	源内 諭史	障害者総合生活支援センタークロス 相談支援専門員
	佐藤 宣徳	北方町障がい福祉サービス事業所もちの木 管理者
	水野 英里	北方町福祉健康課 保健師

(敬称略・順不同)

---

---

## 第6期北方町障がい福祉計画

## 第2期北方町障がい児福祉計画

---

令和3年3月発行

発行 北方町

編集 北方町福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話：058-323-1119 ファックス：058-323-2114

---